



Title	程復心『四書章図』出版始末攷—大元ウルス治下における江南文人の保挙—
Author(s)	宮, 紀子
Citation	内陸アジア言語の研究. 2001, 16, p. 71-122
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/18732
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

程復心『四書章図』出版始末攷 ——大元ウルス治下における江南文人の保挙——

宮 紀子

一. はじめに

十四世紀はじめ、大元ウルスは、空前の出版ブームに突入する。ありとあらゆるジャンルの本が、白話、雅文漢文、ときにはモンゴル語、チベット語などによって、官民共同で出版された。そして、挿絵や図解入りの本も大流行となる——宋代の版木を用いて再版する場合においてさえ、卷頭に何枚かあたらしく絵を彫ったのである——。套色印刷(多色刷り)も出現していた。要するに何でもありの時代であった。とつじょ爆発的な展開をみせるとされるのちの万曆の出版文化など、所詮は在りし日の大元ウルスの焼き直しにすぎない。洪武以降ながくつづいた政治、経済、文化の暗黒時代のために、万曆がはなやかに見えるだけのことである。洪武から万曆にいたるまでの出版物をたどってみれば、そのかなりの部分は、朝廷、各藩によって重刊された大元ウルスの出版物であった。あらたに編纂された書物であっても、実際には、以前あった書物を改竄、明朝のデータをつけてわえただけのしろものがめだつ。そうでないものも、ほぼ大元ウルス治下で開花したジャンルの上にのっかっているといってさしつかえない。しかも、陶磁器や書画と同じように、版木の彫刻技術は格段に落ちた。〔補注1〕

ならば逆に、大元ウルス治下の緻密かつ高度な出版を支えたものはなんだつたのか。なぜ出版事業が急速に展開したのか。もちろん書物それ自体が背負う事情、背景はそれぞれ異なり、出版のパターンもいくつかに分類される。ひ

(1) 従来知られているのは、金代の墨黄二色印刷の木版画『東方朔盗桃図』(一九七三年発現於西安)、至正元年(1341)の朱墨二色印刷の中興路資福寺刊『金剛般若波羅蜜經』(台湾国家図書館蔵)の二点。

とつひとつの事例を分析することによって、全体像を組み立てていくしか術はない。さいわいなことに、この時代の出版物には、序跋だけでなく、巻頭もしくは巻末に、出版の経緯をしるす官庁の文書が付されていることがある。大量の元刊本に目をとおした錢大昕や葉徳輝も、それらをもとにこの時代の出版システムを分析し、その結論、知見のはんの一端をおのが著に簡潔なかたちで書き留めたのであった。⁽²⁾ ただ、かれらは、各機関の担当する職務や、各文書から導き出される当時の歴史背景、文化状況などを詳しく説明する暇をもたなかった。また、近年さまざまな意味で資料の閲覧条件が好転し、かれらの仕事をいくつか補い得る点もでてきた。書籍に付せられた序文執筆者の肩書、および抄白文書に付せられた関係者一同の官職と名のリストは、碑文と同様になまの人事記録であり、活用のしかたによっては、『元史』の伝などの闕を補う可能性ももつ。

そもそも、この時代の最高の文化機関であるはずの翰林院や集賢院の職務についてすら、ほんとうのところはよくわかっていない。『元史』の「百官志」が『經世大典』の編纂以降の状況を中心にあらわすものであることはもちろん、その記述がおおまかにすぎ、また必ずしも真実を述べていないことは、同時代の典籍、碑刻、出土資料などとつきあわせれば、しばしばきづかされるところである。

本稿では、程復心『四書章図』に付せられた四通の文書をとりあげ、一介の布衣の学者が保挙によって中央に推薦され、その著作が朝廷の命によって出版されるまでの経緯を追う。その過程で、地方と中央の文化機関のシステム、およびそれにかかわった文人たちについて考察を加えてみたい。なお、程復心そのひとつについては、同時代の、しかもかれと同郷の汪幼鳳の撰になる「程教授復心伝」がある。これは、程敏政『新安文献志』(四庫全書本)卷七一、同『程氏貽範集』(米国国会図書館蔵旧北平図書館善本マイクロフィルム 鈔本)乙集卷一五、程瞳

(2) 錢大昕『補元史芸文志』卷一、葉徳輝『書林清話』卷四「元監署各路儒学書院医院刻書」、卷七「元時官刻書由下陳請」等参照。最近では潘 1996 がくわしい。

(3) 「弘治徽州府志」卷八“字子翼、婺源符村人、宋処士會之子、精敏過人、接詣豪宕、不事辺幅、作詩閑靖平易、以詩經請至正辛巳鄉試下第、除衢州學正、轉采石[書院山]長、後為州照磨、嘗著《星源統志》」。

『新安学繁録』卷三、『弘治徽州府志』卷七「儒碩」などに収録されている。だが、この一連の文書の分析、紹介は、じつは結果として、程復心の伝記をより詳しく書きなおす行為ともなる。というのは、「程教授復心伝」の紙幅のほとんどすべてが、『四書章図』出版をめぐる顛末に費やされているからである。従って、この「程教授復心伝」と隨時比較検討しつつ、はなしをすすめていくことにしたい。

本稿で利用するテキストは、内閣文庫所蔵の『四書章図纂括総要』三巻『四書章図纂釈』二一巻計一二冊、後至元三年(1337)富沙碧湾呉氏德新書堂刻本。各冊の末尾に昌平坂学問所の印が捺される、まさに『經籍訪古志』に録されるテキストである。⁽⁴⁾ このテキストの構成は、「四書章図纂釈凡例」、「大学政教之緒・中庸道統之伝・論語問答弟子・孟子問答弟子」の図、「經進四書章図纂釈朝貴題贈序文総目」、「朝貴題贈序文」、「程復心自序」、『四書章図纂括総要』卷之上・中・下、『四書章図纂釈』(「大学句問纂釈」一巻、「大學或問」、「中庸句問纂釈」一巻、「中庸或問」、「朱子論語集註序説」、「論語集註章図纂釈」十巻、「孟子集註序説」、「孟子集註章図纂釈」七巻)となっており、問題の四通の文書は、『四書章図纂括総要』卷之上の最後に付されている。いっぽう、宮内庁書陵部所蔵の同一版本では、「皇朝經進 新安子見程先生編述 文公四書章図纂釈 建安呉氏德新堂印行」と題する封面をのこす。つづいて「四書章図総目」、四通の文書、「朝貴題贈序文」、「程復心自序」、「凡例」の順になっている。⁽⁵⁾ 内閣文庫本では、四通の文書の直前に、『纂釈』の一葉がまぎれこんでいること、宮内庁本にある巻上末尾の最後の一葉が欠落していることなど、かなり錯乱がある。順序に関しては、宮内庁本にしたがうべきであろう。にもかかわらず、内閣文庫本を用いたのは、国内外でこれのみが零本ではなく、『四書章図纂釈』をも完全な形でのこすためにはかならない。

(4) 森立之『經籍訪古志』(光緒十一年印本)卷二「四書章図纂釈二十巻 元頃本 昌平学
蔵」参照。

(5) 「図書寮漢籍善本書目」卷一「四書章図纂釈零本三冊」、阿部 1982 参照。なお、内閣
文庫には、やはり昌平坂学問所旧蔵の、書尾に「文化新元夏四月 野邨温謹校」とある
『四書章図纂括総要』三巻の抄本がある。巻上の末尾の「至元歲次丁丑 菊節德新書堂
印」の刊記を欠くほかは、宮内庁本に同じい。

なお、元刊本の多くがそうであるように、この書に付せられた四通の文書は、改行、抬頭のほか、当時の文書形式をほぼ忠実に写す(『程氏貽範集』甲集卷五に、「江浙行省繳申程復心四書章図咨文」、「集賢院保挙程復心咨文」、「礼部呈中書省」、付「中書省礼房呈」として、四通の文書の本文がすべて収録されているほか、最初の一件は『新安文献志』に、程復心の序は金徳竑『新安文粹』巻一四に、「朝貴題贈序文」のいくつかについては、朱彝尊『經義考』巻二五五に移録がある。だが、書式の制限のため改行、抬頭など正確に移録しがたいこと、後述するようにパスパ字が刻されていることを考え、写真を付す。隨時参照されたい)。また、従来知られている碑文、典籍、あるいは現物そのものと、さまざまな状態で残る文書の多くは、上級官庁から下された公拠、いわゆる発給文書であり、本稿であつかう文書のように、下から上へ、あるいは同じランクの官庁のやりとりである呈文、咨文、それも関連の文書がまとった形で残るのはめずらしい。こうした意味でも本書を紹介しておく価値はある。

二. 儒学提挙司と肅政廉訪司——文書その1——

【原文】(Plate I)

○江浙等處行中書省咨

皇帝聖旨裏；江浙等處行中書省據江浙等處儒學提挙司申；備杭州路儒學申；據耆宿儒人趙興虎等狀呈；切見徽州路婺源州儒人程復心，生同朱子之鄉，蚤佩先儒之訓。嘗取大學，中庸章句及論語，孟子集註，分章析義，各布爲圖。又於纂疏，語錄諸書，辨證同異，增損詳略，著纂釋二十餘卷。發明修齊治平要旨，彪分昈列，粲然可觀，誠有補於後學，似此著書之功，良可嘉尚。呈乞照詳。得此。卑學今將本人所著文字繳連前去。申乞照詳施行。得此。又准松江府知事邵從仕牒呈；切見徽州路老儒程復心，年將六袞，學貫四書，樂道安貧，久擅老成之譽，脩身謹行，端爲茂異之才。本儒生居朱文公故里。曾將文公四書，分章爲圖，開析言意，本末終始，精粗畢備，粲然可觀。又取纂疏，語錄等書，參訂異同，增損詳略，編註纂釋二十餘卷。凡

用工二三十年，始成全書。其間如大學言心而不言性，中庸言性而不言心，論語專言仁，孟子兼言義等語，皆發明濂洛諸儒未盡之蘊，誠有功於後學。前建德路總管方虛谷及前浙東海右道廉訪副使臧魯山先生，俱有序跋，深加贊賞。本儒苦節著書，才德俱美，不求仕進。若不舉明，豈不有負朝廷崇儒重道之意。如蒙准保，備申上司，依例優加擢用，庶免遺材。准此。考校得；程復心所著四書，發明蘊奧，開悟學者，用意精覈，誠有可嘉。今將程復心所著文字繳連前去。申乞照驗事。得此。本省今將程復心所著文字隨咨前去。咨請
照詳施行。須至咨者。

右咨

中書省

蒙古文字一行

咨程復心書籍

至大年月印日

押

令史普達世理承

押

中書省批奉

都堂鈞旨：送禮部照擬施行

【語釈】

申：『吏文輯覽』に“卑衙門及屬司行上司衙門之文”という。至元五年（1268）に中書省吏禮部が定めた「外路の官司間における文書の行移往復」の体例によれば，“五品於六品以下今故牒，回報者，六品牒上，七品牒呈上（七品司県並申），八品以下並申”であり，杭州路儒學（從八品）より江浙等處儒學提挾司（從五品）への書類は、「申」ということになる。⁽⁶⁾修齊治平：修身，齊家，治國，平天下。『札記』「大學」に“古の天下に明徳を明らかにせんと欲する者は先ず其の国を治

(6) 劉応李「新編事文類聚翰墨全書」（中国國家図書館蔵明初刻本）甲集卷之五「諸式門」《公牘諸式》【行移往復体例】。『元典章』卷一四「吏部八・公規二」《行移》【品從行移等第】もほぼ同じ（Plate V 参照）。

む。其の国を治めんと欲する者は先ず其の家を齊え、其の家を齊えんと欲する者は、先ず其の身を修む”という。彪分昈列：明確に分類、排列されていること。繳連：使者が関連書類をひとまとめに入れた箱、袋を檣掛けにして駅伝馬で送り届けること。松江府知事邵従仕牒呈：従仕郎は従七品、従五品の江浙等処儒学提挙司あての文書は、“五品於六品以下今故牒、回報者、六品牒上、七品牒呈上”と規定されているように「牒呈」の形式をとる。なお、実際の牒呈の書式については、『翰墨全書』甲集卷之五「諸式門」《公牘諸式》【行移往復体例】に、「牒呈首末式」として見本図が載る。〔備註2〕邵従仕が送った文書の原形は、この体例に則っていたはずである。茂異：『元典章』卷九「吏部三」《教官》【選取教官】“所謂超出時輩者，即茂異之称”。濂洛諸儒：濂溪の周敦頤、洛陽の程顥、程頤をはじめとする宋代理学の学者を指す。須至咨者：『吏文輯覽』に“須要送至咨文也”という。“以上の咨文は、必要だからこそ提出するのです”という言明。

【訓読】

○江浙等処行中書省の咨

皇帝聖旨のうちに；江浙等処行中書省の拵けたる江浙等処儒学提挙司の申に「備したる杭州路儒学の申に『拵けたる耆宿儒人趙与虎等の状呈に【切かに見るに、徽州路婺源州の儒人程復心、生を朱子の郷に同じくし、蚤より先儒の訓へを佩す。嘗て大学、中庸の章句、及び論語、孟子の集註を取り、章を分け義を析し、各々布くに図を為す。又、纂疏、語錄の諸書より、同異を弁証し、増損詳略して、纂釈二十余巻を著はせり。修齊治平の要旨を発明し、彪分昈列すれば、粲然として観る可く、誠に後學に補ひ有り、此の似き著書の功は、良に嘉尚す可し。呈シテ乞フ、照詳セラレンコトヲ。此レヲ得ラレヨ】と。卑学、今本人の著す所の文字を将って、繳連して前去せしむ。申シテ乞フ、照詳シテ施行セラレンコトヲ。此レヲ得ラレヨ】と。又准けたる松江府知事邵従仕の牒呈に『切かに見るに、徽州路の老人、程復心、年將に六秩になんなんとするに、学は四書を貫き、道を楽しみ貧に安んじ、久しく老成の誉れを 檄 にし、身を脩め

行を謹み、^{まこと}端に茂異の才為り。本儒生は、朱文公の故里に居す。曾て文公の四書を將って、章を分け図と為し、言意を開析するに、本末終始、精粗畢く備わりて、粲然として觀る可し。又、纂疏、語錄等の書を取りて、異同を參訂し、増損詳略し、編註纂釈すること二十余卷。凡そ工を用ひること二三十年、始めて全書を成す。其の間，“大学は心を言ひて性を言はず”，“中庸は性を言ひて心を言はず”，“論語は専ら仁を言ふ”，“孟子は兼ねて義を言ふ”等の如き語は、皆、濂洛諸儒の未だ尽くさざるの蘊を發明し、誠に後學に功有り。前建德路総管方虛谷及び前浙東海右道廉訪副使臧魯山先生、俱に序跋有りて、深く贊賞を加ふ。本儒は苦節して書を著し、才徳俱に美なるも、仕進を求めず。若し明を挙げざれば、豈に朝廷の崇儒重道の意に負くこと有らざらんや。如し保するに准を蒙れば、備して上司に申し、例に依り優して擢用を加え、庶はくは遺材を免れんことを。此レヲ准ケラレヨ』と。考校し得たるに、程復心の著はす所の四書は、蘊奥を發明し、学ぶ者を開悟せしめ、用意精覈にして、誠に嘉す可き有り。今、程復心の著はす所の文字を將って、^{よみ}繖連して前去せしむ。^{しゃくわん}^{いか}申シテ乞フ、照驗セラレン事ヲ。此レヲ得ラレヨ』と。本省は、今、程復心の著はす所の文字を將って、咨に隨ひて前去せしむ。咨シテ請フ、照詳シテ施行セラレンコトヲ。須ラク咨ニ至ルベキ者ナリ。

右中書省に咨す

蒙古文字一行

程復心の書籍を咨す

至大 年月日押

印

令史普達世理が承けたり。押

中書省の批して奉ぜる都堂の鈞旨に「礼部に送りて、照擬して施行せしめよ」と。

“皇帝”で二字、“朝廷”で一字、改行抬頭するほか、“中書省”、“都堂”では、改行平出する。文書を刻するいくつかの元碑の体例からすれば、⁽⁷⁾ “蒙古文字一

(7) 「文廟諸碑記」、「范仲淹義荘義學蠲免科役省撫碑」北図 1990 (48), p. 72, 133 など。

行”とあるのは、パスパ字モンゴル語による添え書きで、本案件の内容を要約する一種の標題であったと考えられる(蒙古字がパスパ文字を指すことは、三通目の文書からもわかる)⁽⁸⁾。印は江浙行省のもので、年月日に重ねて押印するのが、この時代の文書の通例である。

ことのあらましを整理しておくならば、まず、杭州路の儒者趙与虎等が、杭州路儒学に程復心の著作を推薦した。杭州路儒学は検討ののち、江浙儒学提挙司に推薦書と書籍を送付した。いっぽう、松江府知事邵徳仕郎も程復心とその著作を推薦する嘆願書を江浙儒学提挙司に提出した。二通の文書を受け取った江浙儒学提挙司は、出版に値するかどうか書籍の内容をチェックしたのち、良しと判断、江浙行省に書籍とこれまでの経緯を示す文書を送付した。これをうけた江浙行省は、さらに上級の中書省に判断をあおぐため、書類および書籍を送った。令史の普達世理(ブダシリ) Budāśīrī ~ ブッダシュリー skr. Buddhaśīrī が受けとり、中書省は都堂の宰相に指示をあおぎ、礼部に関係書類一式を廻送した。

程復心が『四書章図』を完成させたのは、彼の自序の日付けからすれば、大徳六年(1302)以前。推薦者である杭州路の儒者趙与虎、松江府知事の邵某については、現在詳しいことを知るすべがない。邵某が言及する方虚谷すなわち方回の序跋は、現在残っていないが、その卒年からすれば、大徳十一年(1307)以前に書かれていないなければならない。方回は晩年ずっと杭州に居を構えていたが、籍貫は徽州歙県であった。⁽⁹⁾ 程復心が同郷の名士に序文を依頼するのは、ごく自然なことである。また、もうひとりの序文執筆者である城魯山すなわち城夢解も、致仕ののちは杭州に住まっていた。程復心は、脱稿ののち、自著の宣伝、出版の模索、序文の依頼を兼ねて一度ならず杭州にやってきたのだろう(至正年間、やはり同じ新安の倪士毅が『四書輯釈』の改訂版を出す前に、書をたずさえ

(8) 「元典章」卷一四「吏部・公規」《案牘》【用蒙古字標訛事目】、卷三一「礼部・学校」《蒙古学》【蒙古学校】

(9) 『新安文献志』卷九五上洪焱祖「方總管回伝」

(10) 方回は、「徽州路總管許公德政記」、「徽州重建紫陽書院記」など、徽州より撰述の依頼を受けている。また、休寧の程想、程以南、婺源の江磾などの詩文集に序文をよせてもいる。

杭州を訪れ、応挙の諸儒士の意見を求めている⁽¹¹⁾)。徽州と杭州はなんといっても隣接する路である。

郭界『郭天錫手書日記』(上海図書館所蔵)は、至大元年(1308)から二年にかけての、鎮江路の学錄であった著者郭界と杭州の文人たちとの交流を描く貴重な資料であるが、そこには臧夢解のほかに、趙孟頫、郝天挺、鄭鵬南らの名があがっている⁽¹²⁾。そして、臧夢解の知人には、江南浙西道肅政廉訪司僉廉訪司事の吳挙(あざなは彦昇)がいた。大德十一年(1307)発令の「加封孔子詔」を、大規模な儒教文化政策開始のモニュメントとして、全国各路の廟學にいっせいに立碑することを進言した張本人である⁽¹³⁾。この立碑の進言がなされた至大二年(1309)当時、かれは江南浙西道肅政廉訪司の分司にいたが、その官庁がまさに松江にあったのである⁽¹⁴⁾。松江の元碑の撰述、書丹、篆額には、杭州在住の文人たちがかかわることが多く、かれらの交流の一端がかかる見える。

では、どのようにして程復心の書が杭州、松江の役所に提出されたのか。参考になるのが、いくぶん時代はくだるが、龔端礼『五服図解』(『宛委別蔵』影元抄本)に付せられた出版経緯に関する文書である。その「進服書文」と題する案件によれば、嘉興路の耆老張文彬らの上申を受けた錄事司(城中の戸民の事を掌る)が坊正に命じて著者の龔端礼のところから問題の著作一本を借り受け、儒学教授に可否の審査を委託する。出版に値すると判断されると、さらに江浙行省など上級の役所に上申されていく。また、馬端臨『文献通考』の場合には、大著であったため、まずは馬端臨自身に序目提要を三セット謄写させ、そのうち二

(11) 『四書輯章図通義大成』・『新刊重訂輯章通義源流本末』・『至正辛巳冬十月朔答坊中劉氏錦文書』(名古屋市蓬左文庫蔵 朝鮮古活字本)

(12) 日記によれば、郭界は杭州滞在中の至大二年二月二十八日、賈景顥の訪問を受け、彼の著『範囲歌解』への序文執筆を依頼されている。そして、実際名古屋市蓬左文庫所蔵の『範囲總括』(朝鮮古活字版駿河御譲本)には、至大二年二月既望の日付の郭界序が付されている。日記の正確さが裏づけられると同時に、仲間内できがるに序文を書く当時の雰囲気がつたわってくる。

(13) 宮1999b.『正徳松江志』卷一三「舍田遷学記」、卷三〇「人物五 節義 夏椿伝」参照。

(14) 『正徳松江志』卷一一「官署上」

セットを省府と集賢院に呈し、もう一セットを、饒州路の総管府に仲介の労をとった正一教の弘文輔道粹徳真人王寿衍⁽¹⁵⁾に納める。その後、江浙行省は、儒学提挙司に内容の可否を校勘させ、出版に値すると判断すると、路下の儒学に命じて全巻謄写成帙させ、校勘して誤りがなければ製本して再度省府に呈させる。そして中央の官庁へ送られる。

こうしたことからすれば、程復心の著作も何部か杭州路の儒学で複製本が作成され、校正を経て、儒学提挙司に提出されたのだろう。いっぽう、松江の邵知事は『四書章図』の内容に言及するものの、実際には保挙のみ申請している。個人的に程復心およびその友人たちと知り合いで、直接儒学提挙司に申請をおこなった可能性もある。

では、江浙儒学提挙司から江浙行省にこの文書が提出されたのは、いつのことか。汪幼鳳は、至大戊申すなわち至大元年(1308)のことだといい、『千頃堂書目』をはじめ、明清以降の書目題跋は皆これを踏襲する。しかし、文書の内容から判断するかぎり、至大元年ではありえない。というのは、邵従仕の牒呈によれば、提出された書には、すでに方回と臧夢解の序跋が付されており、今日残る臧夢解の序は、至大三年六月六日の日付を持つからである。いっぽう、江浙行省から中書省に書類、および書籍が送付されたのも、この文書の最後の日付けからすれば、至大年間、つまり至大四年(1311)以前のことである。時間枠はおよそ一年半の間に設定される。だが、汪幼鳳は、中書省への申請を皇慶癸丑二年(1313)のことだという。これにしたがえば、江浙行省は儒学提挙司からの書類を受理したのち、じつに五年近くも未処理のまま放置していたことになってしまう。杭州路儒学、江浙儒学提挙司、江浙行省の役所はいずれも杭州にあるにもかかわらず、である。書籍の内容・量によって、要する校勘の時間は異なるが、

(15) 延祐四年(1317)、仁宗アユルバルワダの聖旨によって、江南に“有本事的好人”を探訪しにきていた。道士が江南文人の保挙の任務をなうのは、集賢院と関係があるが、さかのばれば至元十三年(1276)の南宋接收の際、バヤンの仲介で世祖クビライに面会した杜道堅(趙孟頫の友人)がすでにそうであった。正一教の道士の文学活動については、別稿にて述べる。

参考までに『五服図解』の例をあげれば、江浙行省は儒学提挙司の申請から四ヶ月後には、県のダルガ(達魯花赤)を通じて駅伝で中書省に書類を送っている。

もし、江浙行省への申請が至大三年以降ならば、この案件を扱った江浙儒学提挙は鄧文原ということになる。彼はながらく翰林にあったが¹⁶⁾、至大三年より出向、皇慶元年(1312)、再び召されて国子司業の任に着くまでの間、この任にあった。⁽¹⁶⁾ ただ、のちに鄧文原自身『四書章図』の序を書いたが、儒学提挙司を代表して中書省に推薦したのがほかならぬ自分であることについては、おくびにもだしていない。

いずれにしても、この文書での儒学提挙司の役割こそが、まさに『元史』卷九一「百官志」のいう“著述、文字を考校、呈進す”ことであった。また、それだけでなく儒者の保挙をも担当したのである。しかも、儒学提挙司の正官の審査を経なければ、上の機関から書類を受け付けてもらえない場合すらあった。一例として、ほぼ同時期の王申子『大易緝説』に付された「続刊大易緝説始末」をみてみよう。⁽¹⁷⁾ 大德十年(1306)、澧州路の推官田沢が澧州路総管府に同書を推薦、湖広等處中書省および江南湖北道肅政廉訪司に関連書類一式がまわされたが、同年の十一月に、廉訪司から“未だ儒学提挙司の是非相応を考校するを経ず”とクレームがつく。澧州路総管府は、湖広等處儒学提挙司に審査を依頼し、南陽書院の王山長がその任にあたった。廉訪司にその報告書類も添えてふたたび提出したが、“未だ儒学提挙司の正官の考校を経ず”と、またもやつき返されてしまう。書院の山長ふぜいでは信用がおけぬ、というわけである。そこで、儒学提挙の許善勝が審査にあたった。しかも肅政廉訪司は、さらに常澧分司において再度審査させ“考校し得たるに、即ち儒学提挙の許承事と勘を較ぶるに同じ”という結果を得て、ようやく至大元年(1308)三月、澧州路総管府は、いっさいの書類をもって湖広行省へ再申請することができたのであった。

ひるがえって、もし汪幼鳳の記事が間違いでなく、至大元年に儒学提挙司の

(16) 『呉文正公集』卷三二「神道碑」、『金華黃先生文集』卷二六「神道碑銘」

(17) 四庫全書本は、書の末尾に、通志堂經解本は巻頭の各序のあとに付す。

申請があったとすれば、考えられる可能性はみつつ、杭州路儒学の申を江浙行省にまわしたのが至大元年、至大三年以降に松江府の申があり、ふたたび前件とあわせて申請したと見るのがひとつ。もうひとつは、『大易緝説』の例のように、至大元年に最初の申請が行われたが、同時に申請していた肅政廉訪司の許可がおりて、ふたたび江浙行省に上申したのが至大三～四年と見る。最後のひとつは、臧夢解が至大元年以前(方回の序と同時期)と至大三年に二度序を書いた可能性。⁽¹⁸⁾ いずれにしても、最初に案件を処理した儒学提举は、大徳十一年から至大三年の間、すなわち趙孟頫と鄧文原の間に任命された人物、おそらくは武乙昌⁽¹⁹⁾ということになる。

さて、問題の臧夢解の序は、^{いわ} “矧んや今の天子は斯文に嘉惠し、学校を勉励し、教化を宣明す、東宮は経書を聴くを喜び、儒を尊び道を重んじ、善を樂しみ賢を好む。余は是を以て林隱の図の、以て自ずから見はる可きを知れり。之を朝に進むるは、惟だ斯文の幸ひのみには匪ず、抑も斯世の幸ひ也”⁽²⁰⁾ という。あきらかに朝廷への献呈のために付せられた序であった。『元史』卷一七七「臧夢解伝」によれば、臧夢解は大徳元年(1297)から江西肅政廉訪副使、六年から浙東肅政廉訪副使をつとめ、九年には廣東肅政廉訪使に除せられる。ここにいたって老いと病いを理由に杭州に隠棲、湖南宣慰副使をもって職から退いた。だが、致仕ののち臧夢解がなのった肩書は、至大三年四月の時点で、奉政大夫前浙東海右道肅政廉訪副使であり、『四書章図』に序文をものした同年六月にお

(18) たとえば、鮑雲龍『天原發微』(台湾国家図書館蔵)に付せられた方回の至元二十八年(1291)、元貞二年(1296)づけの序文、胡炳文『四書通』(中国国家図書館蔵天暦二年余氏勤有堂本)の泰定元年(1324)、五年の二通の自序など。

(19) 『註唐詩鼓吹』(台湾国家図書館蔵元刊本)の至大元年の武乙昌の序文の中に、“至大戊申、浙省属儒可以是編鏡之梓、僕憲董其事”とある。『程雪樓文集』卷十一「重修南陽書院記」によれば、かれはすでに大徳五年(1301)に湖廣等處儒学提举をつとめている。

(20) 臧夢解のいう今の天子とは武宗カイシャン、東宮はカイシャンの同母弟アユルバルワダを指す。大徳十一年以降の二人の関係については、杉山 1995、宮 1998b、宮 1999b 参照。

(21) 『正徳松江志』卷一三「舍田遷学記」

いても同じであった。この序文執筆が、私的なものか公的なものか、判断したい。『大易緯説』に、大徳七年(1303)序文を寄せた程鉅夫も、当時は江南湖北道肅政廉訪使の役職にあった。劉壎のように、自著に跋をつけるためにも、南北に名の聞こえた程鉅夫の印正を得ようとやっきになった者もいる。⁽²²⁾ ちなみに彼は、程復心と同様、著作をもって朝廷に保挙され入選を果たしたが、銓注がいつのことかと焦り、朝廷に推薦してくれた臧夢解に、大徳九年(1305)，儒学教授になれたら何とか暮らしもたち、名節も保つことができるのだがと泣きついている。しかも同じ書簡で知人の保挙の書類を所轄の諸府から受け取ったら、ただちに体察完備を告げて採用してやってくれと、依頼している。⁽²³⁾ 肅政廉訪使の権限の大きさを語ってやまない。

じつは、この肅政廉訪司の官は、保挙はもとより、廟学、出版にかかわりの深い、しかももっとも責任の重い役職であった。⁽²⁴⁾ たとえば、成宗テムルの即位後まもない至元三十一年(1294)七月発令の「勉励学校詔」に、「徳行文学の時輩に超する若き者は、有司の保挙して肅政廉訪司が体覆し、同じく以て選用に備え、本路の総管府、提挙儒学、肅政廉訪司は教化を宣明し、学校を勉励せよ」とある。廟学の補修に際しても、世祖クビライ時代から「乃ち廉使に白し、乃ち郡侯に告げ、乃ち提挙司に請ふ」という手続きがとられていた。⁽²⁵⁾

また、上で紹介した『大易緯説』の手続きはいうまでもなく、ほかにも『五服図解』『進服書文』の文書によれば、申請者である嘉興路の役人たちは、やはり出版の要請の際に、江浙行省に申告し、同時に肅政廉訪司にも牒文を呈してい

(22) 「水雲村泥稿」卷一一「与程学士書」

(23) 「水雲村泥稿」卷一一「通問浙東臧廉使書」、「通問雪潤陳提挙書」

(24) 肅政廉訪司の前身である提刑按察司の時代から、御史台系列の官として、保挙の監察にあたっていた。【元典章】卷六「台綱」《体察》【察司体例等例】、「通制條格」卷六【二八裏六～二九表八】参照。また【元史】卷八三「選挙」に「凡保挙職官：大徳二年制：「各廉訪司所按治城邑内、有廉慎幹濟者、歲挙二人」。九年詔：「台、院、部五品以上官、各挙廉能識治体者三人、行省台、宣慰司、廉訪司各挙五人」」とある。

(25) 「元典章」卷二「聖政・興学校」

(26) 「至順鎮江志」卷一一「儒學」

⁽²⁷⁾ る。大徳八年(1304)，王禎『農書』の出版に際して，江西儒学提挙司から江西湖東道肅政廉訪司に書類が送付されているのも，肅政廉訪司が地方の出版物の監察機関であったからにはかならない。⁽²⁸⁾ しかも，肅政廉訪司の官員もただ呈を受け取るだけでなく，地方の文人との交流を生かし，すぐれた人物をみずから保舉し，⁽²⁹⁾ 積極的に出版に値する書を朝廷に紹介，出版の段取りをつけていった。ちなみに，かれらはカアンの命をうけ，人材を見つけ最新の書物を出版する以外に，遺書の購求も積極的におこなった。自身の家に伝わる稀書も秘藏することなく，四方の学者と共有するために，再版し郡庠に置いた。⁽³⁰⁾ 大元ウルスのこのシステムがなければ，今日滅びて伝わらなかつたであろう書は，漢から宋まで，いくらでもある。

要するに，儒学提挙司と肅政廉訪司という中書省系列，御史台系列のこれら二つの機関は，地方の文人たちの保挙，著書の国家出版を中央にとりつぐにあたって，重要な役割を果たしていたのである。⁽³²⁾ そして江浙儒学提挙司，江南浙西道肅政廉訪司の官序は，ともに杭州にあった。程復心が徽州路からの出版申請の形をとらなかつたのは，もっとも迅速かつ効率のよい事務処理を願つたからであろう。

-
- (27) 『五服図解』「五服標目」のおわりに，出版にいたるまでに閲与した役人のリストがあげられ，最後に“承事郎江浙等處儒学提挙宋保勸，文林郎江浙等處儒学提挙楊剛中重保，朝列大夫僉江南浙西道肅政廉訪司事尚師簡覆考”とある。
- (28) 『王禎農書』(内閣文庫所蔵嘉靖九年本)「元帝刻行王禎農書詔書抄白」
- (29) 一例を挙げれば，金華の許謙は，肅政廉訪使の劉庭直が茂才異として，副使の趙宏偉が遺逸としてそれぞれ推薦している(『金華黃先生文集』卷三二「白雲許先生墓誌銘」)。
- (30) 『勤齋集』(静嘉堂文庫蔵鈔本)「元刊行勤齋文集原序」
- (31) 『韓詩外伝』(台湾国家図書館蔵明活字本) 錄惟善序，『礼経会元』(台湾国家図書館蔵明覆至正二十六年江浙行省刊本) 潘元明序，陳基序，『大戴礼記』(台湾国家図書館蔵明刊本) 鄭元佑序，『礼書』(台湾国家図書館蔵至正七年福州路儒学刊本) 虞集序，余載序，林光大序など。
- (32) 泰定四年に刊行された『故唐律疏議』の「議刊唐律疏議官職名氏」(関西大学図書館蔵鈔本)には，江西湖東道肅政廉訪司および江西等處儒学提挙司の官僚のリストが掲げられている。二機関が出版に深くかかわつたまたとない証拠である。

三. 翰林院の審査 ——文書その2——

【原文】(Plate I - II)

○禮部呈中書省

皇帝聖旨裏；中書禮部承奉

中書省判送；江浙行省咨 云々 ；批奉

都堂鈞旨；送禮部照擬施行。奉此。行據翰林國史院司直司呈；承奉本院札付；送據待制薛奉議呈；依上考校得；本人所解四書纂釋，精詳深造其奧。呈乞照詳。得此。合下仰照驗施行。承此。具呈照詳。得此。本部參詳江浙省咨。儒人程復心著解四書二十三冊，翰林國史院考校得；纂釋精詳，深造其奧。若於江南路府教授內擢用相應。合行具呈

中書省，

照詳施行。須至呈者。

右 謹 具

呈

皇慶二年正月二十八日【バスバ字】處恭 大亨【バスバ字】

禮部呈儒人程復心著書

對同主事趙 凤儀

省印
初四日

押 押 押

押

【訓読】

○礼部呈中書省

皇帝聖旨の裏に；中書礼部の承奉せる中書省の判送に「江浙行省の咨云々，批して奉せる都堂の鈞旨に『礼部に送り，照擬して施行せしめよ』と。此レヲ奉ゼヨ」と。行して拵けたる翰林国史院の司直司の呈に「承奉せる本院の札付に『送りて拵けたる待制薛奉議の呈に【上に依りて考校し得たるに，本人の解する所の四書纂釋，精詳にして其の奥を深造す。呈シテ乞フ照詳セラレンコトヲ。此レヲ得ラレヨ】と。合ニ下シ仰スペク，照驗シテ施行セヨ。此レヲ承ケヨ』と。具

呈シタレバ照詳セラレンコトヲ。此レヲ得ラレヨ」と。本部は、江浙省の咨を参考す。儒人程復心の著解せる四書二十三冊、翰林国史院の考校し得たるに、「纂訳は精詳にして其の奥を深造す」と。若し江南路府教授の内に擢用せらるれば相応なり。合ニ行フベクシテ中書省ニ具呈シタレバ、照詳シテ施行セラレンコトヲ。須ラク呈ニ至ルベキ者ナリ。

右謹ミテ具呈ス。

印
皇慶二年正月二十八日【バスパ字】處恭 大亨【バスパ字】

礼部は儒人程復心の著書を呈す

[以下省略]

部印はいうまでもなく礼部の印。大亨の下のバスパ字はおそらく t'uo-ši あるいは t'em-ši だろう。いっぽう、“二十八日”の下の文字は、下部のバスパ字に比べてひとまわり小さく、右に寄せてくずした字体で書かれる。こうした筆記体のバスパ字は、『安徽通志金石古物考稿』卷五に現物そのままに移録される「承天觀甲乙住持公拋」や「范仲淹義莊義學蠲免科役省拋碑」の末尾においても現れる。⁽³³⁾ パスパ字ならば ju-□i と刻すようである。ただ、漢字音を写したものとすれば、そのまま ju-□i と読むことはゆるされない。ju というならびは『蒙古字韻』を参照するかぎり、漢字音にはありえない音価だからである。ji-n すなわち知印の“印”あるいは juen “掾”かもしれない。すると處恭、大亨、t'uo-ši ? と三名ともに非漢民族ということになる。もうひとつ可能性は、この時代、林處恭、李處恭、王處恭などの人物が確認できることから、處恭の前のバスパ字を姓と考える。すると、あんがい sun (孫)などの刻しまちがいかもしれない。いずれにしてもかれらは礼部の印を掌る令史か、訳史であろう。

対同をおこなった主事(従七品)の職務については、『元史』にはまったく説明がないが、署押を行う前に、書類が完備しているかどうか、内容に誤りがない

(33) 北図 1990 (48), p. 133.

(34) 『元典章』卷一四「吏部八・公規二」《案牘》【行移月日字様】

かチェックする役職に相違ない。なお、礼部の印は、大徳十年「充国公廟札部禁約碑」⁽³⁵⁾に、中書省の印は、大徳十一年「充国公廟中書省禁約碑」⁽³⁶⁾にそれぞれ実物のままに刻されている。“初四日”とあることからすると、同じ役所内での書類のやりとりにはほぼ一週間を要したことになる。“押”は、同時代の碑文、公拋、度牒、およびカラ・ホト、徽州の文書などからすれば、花押、書き判であろう。

ちなみに、主事の趙鳳儀が、すこしあとの延祐四年(1317)，温州路総管兼管内勸農事(正三品)として赴任する趙鳳儀と同一人物であるならば、皇慶二年から延祐四年の間に破格の出世をとげたことになる。かれは赴任後、廟学を創建するなど文教政策の実践にとりかかり、その一環として、中書省に勤めていたころ人より贈呈を受けた宋版『四書集註』を、温州路学稽古閣にて覆刻させたほか⁽³⁷⁾、戴侗『六書故』⁽³⁸⁾も延祐六年に出版する。中央での経験を地方で生かした例、といえようか。

さて、礼部は中書省の指示に従って、翰林院に審査を依頼した。翰林院は、奉議大夫翰林待制の薛某に『四書章図』をチェック、報告書を提出させ、それを司直司から礼部に伝えた。礼部は、さらにもとの江浙行省の咨文をあわせ参照し、程復心を江南路府教授に任命することを中書省に提案した。これが本文書から読み取れる手続きである。

『元史』卷二四「仁宗本紀」によれば、“[皇慶元年三月戊申(十二日)]、翰林国史院司直司を改めて経歴と為”したといい、翰林院での審査がそれ以前におこなわれたことを示唆する。すると、一年近く何をやっていたのかということになるが、ともかく、皇慶二年正月までに、以上の手続きが完了していた。中書省から礼部に審議が委託されたのは、礼部の職務に“学校貢举”，“儒医道釈”⁽⁴⁰⁾に関することが含まれているからである。

(35) 「元典章」卷七「吏部・官制」《職品》，同卷一三「吏部・公規」《署押》【淨檢対同方押】

(36) 北図 1990 (49), p. 23.

(37) 北図 1990 (48), p. 193.

(38) 「四書集註」(台湾国家図書館蔵) 趙鳳儀序

(39) 「六書故」(乾隆四十九年李鼎元重刻本) 趙鳳儀序

(40) 「元史」卷八五「百官志」，「事林廣記」別集卷之四「公理類」(西園精舍本)《六案所隸》

翰林で審査を命じられた待制薛奉議とは、おそらく延祐三年(1316)の時点で翰林直学士(従三品)⁽⁴¹⁾の薛友諒を指すだろう。翰林の職掌については、「百官志」にはまったく説明がないものの、纂修国史、典制誥、備顧問のほか、太祖チンギス・カン以降の御容、岳流后土、孔子廟などの祭祀、祝奠礼の取り仕切りや、祝文、樂章の定撰が、『元史』にちらばる記事からだけでも読み取れる。また、張帆によって、元人文集などの同時代資料から国家政事についての意見の上奏⁽⁴²⁾、および“荐士の権”を有したことが指摘されている。だが、著述の審査については、言及されることがなかった。

では、翰林と並び称され、“学校を提調し、隠逸を徵求し賢良を召集することを掌る”集賢院は、審査にまったく与からなかったのだろうか。『大易緝説』の場合、田沢の咨文に“如し省台に繳申し、翰林、集賢の二院に送り考正してこれを表章するを蒙れば”とあるが、実際には、都省から札部、さらに翰林国史院へとまわされ、修撰であった鄧文原が審査をしたとしかしてはならない。『郝文忠公陵川先生文集』の「中書省移江西行省咨文」を見ても、審査を行ったのは翰林の趙穆待制と蒲道源編修らであった。『文献通考』においても考校は、札部によって翰林国史院にゆだねられている。ただ、『文献通考』の場合には、馬端臨自身が謄写した序目を、省府に送付すると同時に集賢院にも一部呈している。正一教がからんでいるとはいえ、集賢院が関与した可能性は残る。しかも、集賢院に属する国子学の博士の職務のひとつには、“儒人の著述、教官の所業の文字を考較する”ことが含まれている。また、『廟學典礼』卷六「行省差設教諭」によれば、“在先循行せる教授を選取するの格例は、皆、本路の保申に憑り、廉訪司の体覆相異なる牒文を抄連し、委かに是れ年高德劭、学問該博、士行修潔にして、自處に恬退し、聞達を求めず、師範に充つるに堪ふるの人は充應す。仍ほ

(41) 『程雪樓文集』卷九「薛庸齋先生墓碑」、卷二二「洛西書院碑」、『清容居士集』卷一八「西洛書院記」等参照。

(42) 張 1988, p. 77.

(43) 『元史』卷八七「百官志」

(44) 『元史』卷八七「百官志」

本人親筆の文字十篇を将て部に申し、行して集賢院司直司に下し、本院の下の国子監に転申し、^{あた}考試して程に中れば、司直司は部に申し、便に就きて教官の内に銓注す。元行は此くの如し”という。少なくとも儒学教授の保挙に際しては、礼部から集賢院司直司を介して国子監に審査、試験がゆだねられていた。逆にここでは翰林院について触れていない。管見の限りでは、国家出版の対象となっている比較的大部の著述の場合には、確実に翰林院で審査がなされる。集賢院でのみ審査がおこなわれるのは、保挙に際して提出される、まず出版の予定のない文章、小篇ということになろうか。

ひるがえって、翰林内でこうした著述の審査を行うのは、例外なく属官の待制（正五品）、修撰（従六品）、編修（正八品）であった。実例は見当たらないが、おそらく応奉翰林文字（従七品）も含まれる。かりに集賢院の士が審査をおこなったとしても、同クラスの者に限られていただろう。国子博士も正七品であった。保挙に際しての著述の審査について、『元史』の「百官志」が記述しない理由のひとつも、まさにこれがためであった。

四. 江南文人の保挙 ——文書その3——

【原文】(Plate II - III)

○中書省禮房呈

禮房

禮部呈；奉省判；江浙省咨；保儒人程復心著解四書集註，分意析義，各布爲圖。通註纂釋二十三冊，翰林國史院考校得；纂釋精詳，深造其奧。本部參詳；若於江南路府教授內擢用相應。具呈照詳。得此。覆奉
都堂鈞旨；連送吏部，依上施行。奉此。合行具呈者。

右 謹 具

呈

皇慶二年七月 日 省掾 封 元英 押

左司都事 已後並蒙古字

【パスバ字】 晉 押

左司都事	【バスハ字】	
左司都事	【バスパ字】	押
左司都事	仲良	押
左司員外郎	【バスパ字】	押
左司員外郎	【バスハ字】	押
左 司 郎 中	【バスハ字】	押
左 司 郎 中	【バスパ字】	押
參議中書省事		押
押 押 押		
者印 十四日	押	

【訓読】

○中書省礼房呈

礼房

礼部の呈に「奉じたる省の判に『江浙省の咨に保するに【儒人程復心の著解せる四書集註は、意を分け義を析し、各々布きて図を為す】と』。通註纂釈二十三冊、翰林国史院の考校し得たるに、『纂釈は精詳にして其の奥を深造す』と。本部の参詳するに、若し江南路府教授の内に擢用したれば相応なり。具呈シタレバ照詳セラレヨ。此レヲ得ラレヨ」と。覆奉せる都堂の鈞旨に「連ねて吏部に送り、上に依りて施行せよ。此レヲ奉ゼヨ」と。合ニ行フベクシテ具呈スル者ナリ。

右謹シミテ具呈ス。

皇慶二年七月 日 省掾 封 元英 押

[以下省略]

まず，“礼房”で一字抬頭されているのが目につく。標題によれば礼房の呈であるのに、自身を「聖なる語」とすることはありえない。カラ・ホト文書の礼房・吏房等の公牘で抬頭されていないことからすれば、これは出版者によってなされたものであろう。⁽⁴⁵⁾

前件の文書において礼部は翰林の審査結果と自身の考えをあわせて中書省に提出した。この中書省とは、直接には本件における中書省の左司に属する礼房を指す。礼房は礼部の呈をそのまま都堂に伝え、その結果“吏部に書類を転送し、書類どおり程復心を江南の儒学教授に任命する手続きを施行させるように”との指示を都堂より得た。つまり本件の宛て先は吏部ということになる。

省掾に属する封元英は、最終的な書類チェック、および省印を押す知印のひとりであったのだろう。『燕石集』の巻頭に付けられる発令文書においても、年月日の横に中書省を代表して省掾の郭泰亨が署名をしている。省掾のあとには、位階の低いほうから順に左司都事四員、左司員外郎二員、左司郎中二員、参議中書省事四員の名と花押が並ぶ(各役職については、すでに張 1997 の研究があることでもあり、ここでは、本資料から知り得ることのみ考察するにとどめる)。『元史』の「百官志」と比較すると、左司都事が二員となるのが異なる。⁽⁴⁶⁾ いっぽう、『析津志輯佚』の「朝堂公宇」歐陽玄《中書省左司題名記》を見ると、“大德元年、置郎中三員、員外郎四員、都事四員。今[至正十二年夏四月]置郎中二員、餘如大德初”という。人員の変動は絶えずあった。本文書は「百官志」の該条を増訂するのにやくだつ。さて、ここにしるされる官僚は、参議中書省事以外は、左司に属する者たちであった。左司の掌る仕事は吏礼房の科、知除房の科、戸雜房の科、科粮房の科、銀鈔房の科、応弁房の科におおまかに分類される。そのうちの吏礼房の科の九つの職務に保挙も含まれていた。参議中書省事は、左司と右司の両方の文牘を典り、六曹の管轄を為す。本件の保挙の書類処理において、参議中書省事(正四品)が最高責任者となっている所以であ

(45) 李 1991, p. 97, F116:W361; p. 94, Y1:W30 (図版参(1)); p. 123, Y1:W99; p. 119, F116:W555 (図版肆(2)) など。

(46) 『元史』卷八五「百官志」

る。そして都堂こそは、中書令以下、左右の丞相（正一品）、平章政事（従一品）、左右の丞（正二品）、参政（従二品）の面々を指す。なお、吏部に書類を転送するように命じられたのは、いうまでもなく吏部が、“天下の官吏の選授の政令を掌る”⁽⁴⁷⁾からである。

ちなみに、汪幼鳳が江浙行省から中書省への申請を皇慶二年としたのは、おそらくこの文書の日付けにひきずられた錯誤であった。またその疑いは『新安学繁録』が“『元鑑』に「皇慶二年秋七月、江浙行省は新安の儒士程復心の著す所の四書集註章図纂釈を以て来る……」とあり”と述べることからいっそう濃くなる。というのも秋七月とは、四件の文書の一番遅い日付けにほかならないからである。虞集の序にいう“皇慶二年、有司、君と書を朝に薦む”は、かれが国子博士としてこの案件を知った日付けにもとづいているのだろう。

ひるがえって、大元ウルス治下の書籍に付せられた文書の関係者リストにおいて、パスパ字を写すものは、まずない。⁽⁴⁸⁾ その意味で本書は貴重な例である。とはいいうものの、『事林廣記』（元禄十二年刊本）が収録するパスパ字『百家姓』と同様、その表記はかなり不正確である。左司都事の下に注があり，“以後はすべてパスパ字”とあるにもかかわらず、実際には，“晋”，“仲良”は漢字、残りはパスパ字表記、⁽⁴⁹⁾ と統一もとれていない。参議中書省事の四名の名は、まったくしるされず、押捺も二名分しかない。きわめて不完全な状態である。後至元刊本が初刻本でない可能性をうかがわせる。

左司都事四名のうち二名の姓はいずれも džan (張もしくは章)。『秘書監志』巻三「泉府作秘書監」には至大四年五月の時点で左司官楊都事、張都事、忽都不花（クトゥク・ブカ Qutuγ-Buqa, なお Qut-Buqa クト・ブカもありえる）都事の三名がしるされている。張晋ならば、あるいは『遜志齋集』巻一二「大司農張公行

(47) 『元史』巻八五「百官志」、「事林廣記」別集巻之四「公理類」（西園精舎本）《六案所隸》【吏案掌隸】

(48) 管見のかぎりでは、神田 1969 が紹介する「大元累授臨川郡吳文正公宣勅」、「汗漫 喇」のみだが、いずれも元刊本ではなく、後世の編輯による。

(49) もっとも北岡 1990 (49), p. 89 の「蘇濟政績碑」、「金石萃編補正」巻三「請就公住持 少林寺疏」では寧国路、河南路のダルガの名のみパスパ字で記されている。

状」に見える張晉(あざなは徳昭)その人かもしれない。若い頃、中書省の掾をはじめ、工部の主事、御史台の都事、中書省の員外郎などを歴任したという。当時十九歳前後、じゅうぶんに有り得る。いまひとりの名は、非漢民族だと思われるがあきらかに刻し間違い、後考を俟つ。仲良の姓も『元史』からはうかがえない。左司員外郎は□-γuo (禾あるいは和) もしくは□-γuaj (懷) と u (吳) 某なる人物だが、後者は泰定二年(1325)以前に参議中書省事をつとめた呉秉道(あざなは彦弘、モンゴル名クトゥク・ブカ Qutuy-Buqa)のことだろうか。至大四年に都事、皇慶二年に員外郎という経歴に矛盾はない。左司郎中の下にしるされるパスパ字の音価は yan, “韓”の字があてられる。すなわち『元史』卷一七六に見える韓若愚(あざなは希賢)にはほかならない。皇慶二年二月の時点で郎中の欽察(キプチャク Qipchaq)⁽⁵⁰⁾なる人物がいるが、本件のパスパ字の標記は Gui-tas? となり、該当しない。参議中書省事の四名については、まず『新刊類編歴拳三場文選』(静嘉堂文庫蔵)「聖朝科拳進士程式」に、皇慶二年十月二十三日抨住(バイジュ Baiju)がケシクにあたった第二日とあって、薛忽都牙里参議の名をしるす。本文書より三ヵ月後のことであり、おそらく彼が含まれるのは確実であろう。さらに、皇慶二年二月の段階で参議中書省事、延祐三年五月に参知政事⁽⁵¹⁾に昇進する不花(ブカ Buqa)もふくまれるだろう。のこりの二名は、至大四年五月十二日、延祐七年の時点で参議の回回、至大四年十一月十九日の時点で参議の阿里哈牙(エリク・カヤ Elig-Qaya)、禿魯花帖木兒(トゥルカ・テムル Turqa-Temür)⁽⁵²⁾などが可能性として浮かぶが、トゥルカ・テムルは直前の皇慶二年五月に参知政事に昇進しており、エリク・カヤも七月には職を転じていたかもしれない。

-
- (50) 『秘書監志』卷九「題名・秘書卿」、『道園学古錄』卷一一「書趙學士簡經筵奏議後」
- (51) 『元典章』卷四「朝綱・政紀」《省部減繁格例》
- (52) 『元典章』卷四「朝綱・政紀」《省部減繁格例》
- (53) 『元史』卷二五「仁宗本紀」、『元史』卷一三五「曷刺伝」
- (54) 『秘書監志』卷三「泉府作秘書監」、『道園類稿』卷四〇「楊襄愍公神道碑応制」
- (55) 『通制条格』卷二八〔十六裏一~十七表六〕
- (56) 『元史』卷二四「仁宗本紀」

じつをいえば以上三件の文書に見られる保挙の手続きは、大徳十年(1306)，すでに中書省によって定められていた。前掲『五服図解』に付せられた一連の文書のひとつに、前例、根拠として引用された案件が載る。

大徳十年、中書省の拵けたる礼部の呈に「江南に若し著述高古にして才学邁倫の士有らば、提挙司の保申に従ひ、廉訪司、文資の正官が考校すれば相応なり。所業を繳^{しゃくねん}連し、台に申し省に呈し、部に送りて両院と参考し、実を得れば例に依りて定奪し、如し冒濫有れば、罪は保官に及ぶべし」と、都省は擬を准く。此レヲ奉ゼヨ。

はじめから江南の文人に対象をしほった保挙のシステムであった。南宋接收直後から、クビライはしばしば江南の賢才を求める詔を出し、その姿勢は、以後のカアンにおいても変わることがない。⁽⁵⁷⁾

なお、ふざわしくない人物を推薦した場合、保官の責任が問われることが明言されている。こうした背景には、かつて王惲が懸念し、平陽、益都、太原など華北での実例、『元典章』、『廟學典礼』等に記載されるいくつかの案件が伝えるように、保挙を担当する官員たちの馴れ合い、腐敗があった。“近年以来、儒学提挙司の元例に依らず、恣意に濫保し、年高德劭の士、聞達を得ず、年少德薄の人、奔競冒進す。各處の学職、遂に重注、重任、待闕の弊有るは、蓋し此れより始まる”，“近年以来、各路の申する所、止だ儒人の告状に憑り、保挙して文字を上るに到る。別に儒学の正官無く重ねて保結に甘んじ、上下相蒙ひ、閥節附会し、往往にして少年晚進を将て学官に充つ。文字十篇有りと雖も、亦た未だ本人の親作なるか、或ひは人に手を取りたるかを知らず”，“近年以来、儒風浸壌し、富家の子の仕進に急ぎ、謁托経求す。各路の儒学は往往にして情に徇ひ保挙し、提挙司の校勘は、虚しく褒獎を加え、廉訪司の体察するも相応じ、一牒に二三十名有り”⁽⁵⁸⁾というありさまだったのである。道理で、王申子の著

(57) 『元典章』卷二「聖政・挙賢才」

(58) 『秋澗先生大全文集』卷八六「論明經保挙等科目狀」

(59) 『廟學典礼』卷六「廉訪分司挙明体察」

(60) 『廟學典礼』卷六「行省差設教諭」

(61) 『廟學典礼』卷六「行省差設教諭」

作『大易緝説』が、何度も神經質なくらいに繰り返し審査されたわけであった。

ただ、ここで注意しておきたいのは、科挙再開以前にすでにこうしたシステムティックな人材登用の方法が確立しており、礼部では詞賦、経義、明經解題などの試験も行われていた、ということである。また、大徳九年に正一教の呉全節がテムルの聖旨を奉じて江南に賢者を求めていることなどからすると、保挙は少なくとも中央からの訪賢と地方の各機関からの自発的な推薦をくみあわせた二本立てで行われていた。しかもこうした保挙は、科挙とちがって、以後官職につくか辞退するかにかかわらず、その著書の国家出版とだきあわせで行われることが多かった。なお、先述したように科挙再開直後の延祐四年にも、仁宗アユルバルワダの聖旨によって、正一教の王寿衍が江南にあいかわらず“有本事的好人”を保挙しにでかけている。延祐七年(1320)十一月の「至治改元詔」⁽⁶²⁾の条画の一款においても、まだ科挙に応じない在野の士の保挙を求めている。⁽⁶³⁾ほんとうに科挙は、従来考えられているほどの重み、必要性をもっていたのかどうか。江南の文人でも、保挙による人材登用を肯定し、科挙をひややかに眺めていた者もいた。⁽⁶⁴⁾科挙再開は、文教政策の象徴として兄武宗カイシャンの「加封孔子詔」を越えるものを出さねばならなかったアユルバルワダの“事情”に、朱子の理念にもとづくシステムティックな学校教育促進の意図を秘めた文人たちが乗じた、というのが真相に近いだろう。

五. 趙孟頫の貢献 ——文書その4——

【原文】(Plate III)

○集賢學士趙孟頫咨

皇帝聖旨裏；集賢侍講學士中奉大夫照得；欽奉

(62) 「洞霄圖志」(台湾国家図書館蔵影元鈔本)呉全節序

(63) 「元典章」卷二「聖政・挙賢才」

(64) 「許白雲先生文集」卷三「送林中川序」「聖朝混一之初，革文華取士之弊，它科未設選官，頗類漢法。而庶人在官者，皆以年勞叙遷，可計日以俟進。其任用之重，蓋過於漢矣。故得人有爲名公卿大夫，亦不愧於古」。

聖旨內一款節該；如今老秀才每少了也。外頭後學的秀才每學得的也有。俺選着國學裏，并翰林，秘書監，太常寺等文翰衙門裏委付的，并外頭儒學提舉司委付呵，後人每肯向學也者。麼道，奏呵，是有。休問品從。雖是白身的人呵，選好的委付者。麼道，

聖旨了也。欽此。切見徽州路婺源州朱文公故里有老儒程復心。隱居不仕，惟務著書，復取大學，中庸而圖之。發先儒言外之意，彪分昈列，粲然可觀。又所授其從遊汪若虹等撰著四書纂釋二十餘卷，開明後學，誠非小補。若蒙置諸館閣，俾居撰述之末，必能馨其所長，闡明大典。即目年將六十，尚未沾拜朝命，實爲淹滯賢能。如將本人從優錄用，不次銓注，似爲獎借人才，激昂後學，不負

聖上崇儒重道之美意。爲此合行移咨請

照驗施行。須至咨者。

右 咨

翰林國史院伏請

照 驗 謹 咨

保程復心著書

皇慶元年 月 日

【語釈】

白身：無位無官。『水滸伝』第八四回“後來都投降了，只把宋江封為先鋒使，又不曾実授官職。其余都是白身人”。**館閣**：『石林燕語』卷二“端拱中，始分三館，書万余卷，別為秘閣，命李至兼秘書監，宋泌兼直閣，杜鎬兼校理，三館與秘閣始合一，故謂之館閣”。ここでは昭文館、集賢院、秘書監、翰林国史院などを指すだろう。**闡明大典**：典章、典禮等について深奥な道理を明らかにする。**不次**：『漢書』『東方朔伝』“武帝初即位，徵天下拳方正賢良文学材力之士，待以不次之位”顏師古注“不拘常次，言超擢也”。**銓注**：『元典章』卷一〇「吏部四・職制」《守閩》【銓注守一二年閩】“[大德]元年十月初五日完澤丞相等官奏過事內一

件；前者春裏行詔書時節，「遷転官員的勾當休交送住疾忙銓注的立体例者」麼道，聖旨有呵，俺商量的皇帝根底奏來。「在前遷転官員注一年闕來，後來遷転的人每多的上頭，俺商量交守二年闕委付呵，怎生？」麼道，世祖皇帝根底奏呵，「這言語我好省不得有。後頭說者」麼道，聖旨有來……。合行移咨：『吏文輯覽』“行猶為也。言合為移咨也。他倣此”。

【訓読】

○集賢學士趙孟頫咨

皇帝聖旨の裏に；集賢侍講學士中奉大夫の照らし得たるに；欽奉せる聖旨の内的一款の節該に『如今老秀才每が少了也。外頭の後学(的秀才)每には學得[好]的也有。俺らが選着[於國子監](國學)裏，并びに翰林院・秘書監・太常寺等の文翰の衙門[に](裏)委付し(た的)，并びに外頭の儒學提挙司に[裏](が)委付した呵，後人每は肯向[前](學)也者』麼道，奏した呵，『是有。休問品従。雖是白身(的)人であつて呵，好的[は](を選んで)，委付せよといつて かたがきをとうな たどえ の も よいもの せよといつて くだされたぞ ひそ せんめい 聖旨が了也。此レヲ欽シメ』と。切かに見るに，徽州路婺源州の朱文公の故里に，老儒程復心あり。隠居して仕えず，惟だ書を著はすに務め，復た大学，中庸を取りて之を圖にす。先儒の言外の意を發し，彪分昈列，粲然として觀る可し。又，其の従遊せる汪若虹等に授くる所の撰著四書纂釈二十余卷，後学を開明すること，誠に小補に非ず。若し諸れを館閣に置き，撰述の末に居らしむるを蒙れば，必ずや能く其の長ずる所を罄くし，大典を闡明せん。即目，年將に六十になんなんとするも，尚未だ朝命を沾挿せざるは，實に賢能を淹滯するを為す。如し本人を将って優に従ひて錄用し，不次銓注すれば，人才を獎借するを為すに似て，後学を激昂せしめ，聖上の崇儒重道の美意に負かざらむ。此レガ為ニ合ニ行移スペク，咨シテ請フ，照驗シテ施行セラレンコトヲ。須ラク咨ニ至ルベキ者ナリ。右，翰林国史院に咨す。伏シテ請フ照驗セラレンコトヲ。謹ミテ咨ス。

皇慶元年 月 日

趙孟頫が根拠とした前半のいわゆる蒙古語直訳体白話風漢文の聖旨の節該は、『秘書監志』卷四「纂修」《保舉》に“至大四年七月二十一日，中書省奏准事内一件節該”として、ほぼ同文が載る。ただ、かなり異同があり、それによって意味がまったく異なる部分もある。そこで、異同がある場合、原文は()、『秘書監志』は〔 〕で示した。原文どおりであれば、国学、翰林、秘書監、太常寺の役人および外路の儒学提挙司が、外路の儒者を自分の部下として採用することになる。いっぽう、『秘書監志』の訳文であれば、中書省が、外路の儒者を国学、翰林、秘書監、太常寺の役人および外路の儒学提挙司として任命することになる。ところで、『元史』卷二四「仁宗本紀」の至大四年閏七月の記事には、“丁卯，完沢(オルジェイ Öljei)，李孟等の言に：「方今，儒者を進用す。而れども老成して日ごとに凋以て謝す。四方の儒士の才を成す者，請ふらくは国学，翰林，秘書，太常或ひは儒学提挙等の職に擢任せられ，学ぶ者を俾て激勸する所有らしめんことを」と。帝曰はく：「卿らが言は是也。今自り資級を限る勿かれ。果才にして賢ならば，白身と雖も亦た之を用ひよ。」”とある。七月二十一日と閏七月二十七日前後と日付けにちがいこそあれ、『元史』の記事は、この直訳体の上奏と聖旨を雅文漢文になおしたものにはほかない。また、趙孟頫がこの聖旨をふまえて程復心を館閣に置くよう願い出ていることからすれば、おそらくもとのモンゴル語の文は、『秘書監志』のいう意味であった。こうした直訳の差異は、どうして生じたのか。『四書章図』の彫りまちがいというには、あまりにも異同が多すぎる。直訳体の文書に対し、趙孟頫、王士点それぞれの“節該”的仕方が異なったのか。集賢院、秘書監など各部署ごとに直訳がなされていたためか。あるいは、かれら自身がモンゴル語の文書を白話によって直訳したためか(これは、当時のモンゴル語の文書の翻訳、保管システムにかかわる大きな問題なので、ここでは論じない)。なお、日付けのちがいについては、趙

孟頫が“欽奉せる聖旨の内の一款”としてこの聖旨を引用したことからすれば、まず七月二十一日にオルジェイ、李孟の上奏があり、『元史』は、一ヵ月後、いくつかの条画をまとめならべた状態で、あらためて聖旨として正式に発令された日付けを襲っているのだとも解釈できる。

ところで、翰林院や国子監の学官の不足はこのころにはじまつたことではなく、補填をめぐって、大徳七年にも議論がなされている。それによれば、翰林院は経史に通じ、文辞をよくする者、国子学は“年高徳劭”にして文辭をよくする者、⁽⁶⁵⁾が選定条件であった。アユルバルワダ即位の一ヵ月あとには、“国子監の師儒の職は、才徳有る者は、品級に拘わらず布衣と雖も亦た選用せよ”との勅が⁽⁶⁶⁾出されている。しかしこの状態は至大四年以後も解消されなかつたらしく、皇慶二年六月には、河東廉訪使の趙簡が方正博洽の士を選んで翰林侍講、侍講學士に任じられるよう、請うている。⁽⁶⁷⁾趙孟頫はこうした状況をふまえて、程復心が資格をじゅうぶん満たしていることを強調したのである。集賢院の侍講學士（従二品）であった趙孟頫の翰林院への咨は、前三件の書類のやりとりに触れず、まったく無関係に趙孟頫自身の發意により、援護射撃したように見える。咨文は翰林国史院での審査のまゝ最中に、その翰林院に宛てて呈されたのである。先に述べたように、書籍の審査そのものは正五品以下の属官によっておこなわれるのが常であったから、異例のことであった。よほどの思い入れ、あるいはそうせざるをえない事情があった、と見てよい。

じつは、程復心が『四書章図』を書き上げ、杭州へ出版方法を模索しに赴いたころの、つまり大徳年間の江浙儒学提挙は、趙孟頫であった。職務からも交友関係からも、趙孟頫が程復心とその著作を知っていた可能性はたかい。そもそも、大徳四年(1301)、かれが江浙儒学提挙として赴任したのには、大きな意味があった。すでに述べたように、当時の江浙儒学提挙司以下の文化機関は、設

(65) 『元史』卷八三「選舉志」

(66) 『元史』卷二四「仁宗本紀」夏四月

(67) 『元史』卷二四「仁宗本紀」

立当初の理念を見失い、腐敗が表面化していた。ほぼ同時期、浙東廉訪副使であった臧夢解も、ちょうど中央より派遣されてきた両浙江東奉使宣撫の鉄里脱歎(テレ・トゴン Tele-Toyon)と戒益に、学校の教化が朝廷の急務であるのに、有司の対策が緩慢としている現状を訴えている。⁽⁶⁸⁾ 成果のほどはともかく、趙孟頫の派遣はおそらくその立て直しのためであった(同じ大徳四年、程鉅夫が江南湖北道肅政廉訪使に、大徳七年に呉澄が中央から江西儒学提挙司への赴任を命ぜられるのも同じ趣旨による)。また、『兩浙金石志』卷一四「元嘉興路儒人免役碑」の公文によれば、雑泛、職役によって学校が衰廃し人材不足となることを憂い、儒人の免役を上訴したのも、ほかならぬ趙孟頫であった。儒学提挙から退いても、彼の人材発掘と出版の斡旋が死ぬまで——通念とはことなってカイシャン政権下においても——続けられたことは、さまざまな同時代の文献から確認できる。朝廷と江南をむすび、“儒”的地位をおしあげ、出版事業を推し進め、以後の教育、文化面のシステムをつくりあげたのは、まさに趙孟頫とその周辺の人々だといってよい。⁽⁶⁹⁾もちろん、趙孟頫をクビライに推薦した程鉅夫の存在も忘れてはならない。⁽⁷⁰⁾さかのばれば、クビライじきじきの命令による至元二十三年(1286)の江南文人の召し抱え、二十四年の集賢院内でおこなわれた儒学教育についての会議討論において、それは始まっていた。いな、構想そのものは、混一まもない至元十五年にすでに存在したのである。そして、至元二十五年には、旧南宋領の前進士の処遇、江南の学校の教官選取の保挙のシステムについて、現実に照らした案をまとめあげた。⁽⁷¹⁾ 程鉅夫がなぜ、至元二十四年という年に江南行台に侍御史として赴任したのか。さらにいえば、翰林院、秘書

(68) 「通制条格」卷六「教官不称」

(69) 宮 1998a, 宮 1998b, 宮 1999a.

(70) 『廟學典礼』卷二「程學士奏重學校」

(71) 宮 1999c, p. 132. 『廟學典礼』卷二「左丞葉李奏立太學設提挙司及路教遷転格例儒戸免差」

(72) 『程雪樓文集』卷一〇「奏議存藁」

(73) 『廟學典礼』卷二「學官格例」

監，集賢院，江南行台，肅政廉訪司といった文化機関としておおきな役割を果たした職を勤めてまわったのは，なぜなのか。趙孟頫がなぜ，江浙儒学提挙の職に十年近くあったのか。以後，この職に任せられた鄧文原，柯謙(74)といった文人たちちはせいぜい三年しか勤めていない。今後追究されるべき問題であろう。

六. 程復心とその周辺

亡宋の前進士，また同等の実力を有する文人の保挙の際，各路の儒学は，その根脚(75)（出身，履歴）の詳細を肅政廉訪司に申請したという。順序が逆になったが，ここで程復心の根脚および『四書章図』そのものについて確認しておこう。

汪幼鳳は伝の冒頭において次のように述べる。“程復心，字は子見。号は林隱。婺源高安の人。性は敏悟敦厚にして，幼きより理学に沈潜し，朱文公の従孫洪範を師として，雲峰胡炳文を友とす”と。『新安学繁録』「新安学繁図二」によれば，朱子→胡舜卿→朱小翁→程復心と学問の系譜はつらなる。いっぽう胡炳文の父斗元も朱小翁の弟子であったから，程復心にとって胡炳文は友人であるだけでなく師姪でもあった。歎，婺源は朱子の閼里とされ，専祠もあった。州学鄉賢祠には，二程も祭られていた。⁽⁷⁶⁾ 実際に朱子が住まったことはなかったが，朱子の父朱松，外祖の祝確が徽州の出であり，婺源は道学の聖地としてあおがれ，数多くの学者を輩出することになる。趙与虎，邵某，趙孟頫らがいずれも推薦状において，程復心を朱子の同郷の士として紹介したことは，いかに当時の婺源が特別の意味をもっていたかを示している。じじつ当時新安は，“東南の鄒魯”⁽⁷⁷⁾とよばれていた。しかも，三通目の文書の一ヵ月前には，アエルバルワダの命によって，宋儒の周敦頤，二程，邵雍，司馬光，朱熹，呂祖謙，およびオゴディ，クビライ時代の儒学教育に功績のあった許衡(ときの参知政事)で国

(74) 『帰田類稿』卷二二「江浙等處儒學提挙柯君墓誌銘」

(75) 『廟學典禮』卷五「行台坐下憲司講究學校便宜」，『元典章』卷九「吏部・官制」《教官》【選取教官】

(76) 『弘治徽州府志』卷一二胡炳文「婺源州學鄉賢祠記」

(77) 『東山存稿』卷七「汪古逸先生行狀」

子学を領した許師敬の父)らを孔子廟に従祀することが決定されていたのだつた。⁽⁷⁸⁾ 少なくとも、南宋以降の士大夫の精神のありかた、学問を考える際、徽州はひとつのポイントである。

また、自身新安の程氏一族につらなり、それがゆえに『新安文献志』、『弘治休寧志』、『新安程氏統宗世譜』、『程氏胎範集』などをつぎつぎと編纂した明朝廷の大物文人程敏政は、“両夫子の子孫も亦た南渡に従ひ、池州に居し、再び新安に遷す。而して程氏の女の朱氏に適く者一たび伝えて韋齋を得、再び伝えて文公を得。正思、登庸、前村、月巖、徽庵、林隱の六先生なる者は、又朱氏以上を宗とし、両夫子の学を求め、郷の碩儒と為る。^{ややおく} 稍後れて則ち学士承旨文憲公鉅夫太史、文を以て元に顯はる”⁽⁷⁹⁾ という。

程復心は、二程の後裔であり、程鉅夫の一族であった。もっとも、このことは程鉅夫自身が『四書章図』の序文において、“吾が宗、子見”と明言している。また、同族のよしみで、程復心の母の墓誌銘も撰している。それによると、程復心の父は名を鳴鳳、母は齊氏、名を靜真といい、鄱陽の大族の末であった。兄は若水といい、やはり“賢にして文”であったという。⁽⁸⁰⁾ また、その兄の子可紹の墓表によれば、“其の先世は邑の鳳嶺に居し、君の高祖宋の待補上舍子敬、高安鎮の西に遷り居せり。曾大父仲賢、大父震昌、父子英、皆義士にして、先世の詩書の沢を承く”⁽⁸¹⁾ とある。さらに、可紹の子達道の行状によれば、その祖先は、少なくとも婺源に始めて居を遷した唐檢校尚書湘公、さらにきわめれば新安の歟に移り住んだ晋太守元譚公にまでさかのほる。⁽⁸²⁾ 程復心は一族の中でも信

(78) 『元史』卷二四「仁宗本紀」[皇慶二年六月十四日癸酉]、『国朝文類』卷四八許約「魯齋先生従祀祭文」

(79) 『篁墩文集』卷二三「新安程氏統宗世譜序」

(80) 『程雪樓文集』卷二〇「程某夫人齊氏墓誌銘」は父の名を“某”としているが、『新安文献志』卷九八程文海「程夫人齊氏墓誌銘」は“鳴鳳”とする。

(81) 『東山存稿』卷七「孝則居士程君可紹墓表」

(82) 『新安文献志』卷九〇祝彥暉「高安處士程公達道行状」。なお『新安程氏統宗世譜』(台湾国家図書館蔵)の旧序によれば、程敏政は、程可紹のもうひとりの子である程敬之の編集した『婺源鳳嶺程氏世宝書』六巻を資料の一として用いた。その序にも、晋新安太守元譚、梁將軍忠壯公靈洗の末裔だという。

望があつかったらしく、至大三年、程忠壯公世忠廟のあらたな行祠建設について、従来廟の住持をつとめていた僧侶らの嘆願をうけた際には、かれらの思惑も見透かしながら、建設をとりまとめている。⁽⁸³⁾ “南方の儒戸は、往往にして皆門館有り、或ひは父兄の自ら教ふ”⁽⁸⁴⁾といわれるよう、程復心もまた家学と朱洪範から学んだことをもとに、『四書』の研究に励み、かたわら汪若虹ら弟子に講義をする毎日だったのである。こうした儒戸の家に代々伝えられてきた蔵書は、数万巻にのぼったともいう。⁽⁸⁵⁾

さて、『四書章図』の構成は「四書章図総目」によると、「総要上巻」：凡二十七条、図二十有五、「総要中巻」：凡四十条、図五十、「総要下巻」：凡五十三条、図四十有八、「大学句問纂釈一巻」：凡經一章伝十章、図二十有三、「中庸句問纂釈一巻」：凡三十三章、図四十有四、「論語註問纂釈十巻」：凡二十篇、図三百九十九十有五、「孟子註問纂釈七巻」：上下凡十四篇、図一百一十有一となっている。程復心自身が序文において述べるように、初学に理解しやすいようにということを第一に念頭において作成されたチャート式解説本であった。条目、篇と図の数をくらべて見るだけでも、卷頭にのみ絵図のあるいわゆる纂図互註本とちがって、ほぼ毎葉ごとに挿絵、図解があることが推測されるだろう。しかも、それは上図下文、前図後文以外の方式も駆使した、ちょうど『事林廣記』のように豪華な書籍であった。難しい概念も図式化することで明確な対比となり、各章全体の意味、要点も整理される。古代の廟制や昭穆の順番も図にしてしまえば、説明文も簡潔にする。臧夢解によれば、六經、三礼、地理、器物制度などの書で挿図のあるものはすでに少なからずあったが、『四書章句集注』に図を挿するのは、程復心の書がはじめてであった、という(徽州の文人でいえば、胡炳文は『四書通』のほかに、『四書弁疑』、『大学指掌図』なる書を著している。そのほか陳桼『四書発明』、呉程『四書音義』、汪炎昶『四書集疏』、少しあとの時代で

(83) 『程氏貽範集』乙集卷二「休寧幹龍山程忠壯公行祠記」

(84) 『廟學典礼』卷三「按察副使王朝請俟申請設立小学」

(85) 『桐江集』卷八「先君事状」“徽州李世達之变、家藏書数万巻一空”。

は、張存中『四書通証』、倪士毅『四書輯釈』などが陸續として現れる。今日そのうちのいくつかは目にすることができますが、図はない。胡炳文の『大学指掌図』が書名からすれば図が付されていたと考えられる)。

『四書章図』は、朱子の『四書章句集註』やかれの弟子たちによって編輯された『朱子語類』を、逐一吟味しながら著された。かれのスタンスは、巻頭の凡例の中の「読書要旨」、「讀四書要旨」が朱子と二程の読書法を多く引用することからもうかがえる。そして、『朱子語類』の引用の多さは、おもわぬ副産物をもたらした。『纂釈』の注において、二程、朱子の言葉以外の、自身の考えをしるす際にも、『語類』の白話に近い文体が用いられたのである。この現象は、程復心に限ったことではなく、陳桼はほぼ同じ大徳八年(1304)前後に『論語訓蒙口義』、『中庸口義』を著した。倪士毅も『作義要訣』を著すにあたって、同時代の曹涇をはじめとする諸説の引用はもとより、自説についても、語類の文体を使用したのであった。

なお、あえて付け加えておくならば、程復心をはじめとする徽州学派は『四書』のみに強かったのではない。曹涇『通鑑日纂』、潘栄『通鑑總論』、胡一桂『十七史纂古今通要』、『人倫事鑑』、『歴代編年』、胡炳文『純正蒙求』、陳桼『增廣通略』、『小学字訓註』、倪士毅『歴代帝王伝授図説』といったように、全体を一望のもとに見渡せる簡潔な中国通史や、初学のためのテキストも編まれた。かれらが仰ぐ朱子自体に『通鑑綱目』や『童子須知』の著があったからである。

第二章でも少し述べたように、こうした徽州の文人たちと杭州、松江、慶元などの文人を結ぶ役割をした人物が方回であった。たとえば胡炳文が、元貞二年、父の斗元の墓誌銘の撰を載表元に依頼した際には、仲介者となっている。⁽⁸⁶⁾ そしてその載表元はといえば、今をときめく趙孟頫の友人でもあった。方回、胡炳文、陳桼といったところの文集をながめるだけでも、官職にある者、在野の士を問わず、かれらの交遊の輪のひろがりの一端をうかがうことができる。そして、徽州の儒学者たちの足は、かつての朱子とその弟子たちの活動の場であり、また書坊のたちならぶ建安へもむけられた。朱子の学問に忠実であろう

(86) 『新安文献志』卷九二上載表元「孝善個先生斗元墓誌銘」

とすれば、かの地の名士たちを訪れる必要があった。胡一桂などは、『十七史古今纂要』など著作を脱稿するごとに、はるばる武夷に住まう熊禾のもとを訪れ、討論を重ねたのであった。⁽⁸⁷⁾

いっぽう、程復心と政府の要職にある文人たちとの交遊関係を知るには、『四書章図』の巻頭を飾る「経進四書章図纂积朝貴題贈序文総目」(Plate IV 参照)が格好の資料となる。この「総目」は、序と詩のジャンル別に、序文を寄せたメンバーでは、程鉅夫(従一品・従二品)、王約(従一品・正三品)……、詩を寄せたメンバーでは、劉珪(正従一品・従一品)、劉夔(従一品・従二品)……というように、まず内官を位階順に排列し、その後に外職の臧夢解、徐明善らをそれぞれ置く。そのうち鄧文原が該当する役職についていたのが、皇慶元年(1312)から延祐四年(1317)であること、虞集が、至大四年(1311)に将仕郎国子博士、延祐元年(1314)従仕郎太常博士に除せられていることなどから、「総目」は、延祐元年はじめ(おそらく三月)の時点での翰林、集賢院等の文化機関に所属するメンバーの官位、官職リストともいえる。逆に、各自の行状、伝を補正することも可能であり、記事の年代比定にも役立つ。⁽⁸⁸⁾

実際にかれらの序文を見てみると、まず延祐元年三月の序文の多さに気付く。日付けのわかるものだけでも、程鉅夫(暮春三月)、元明善(清明後二日)、楊載(十一日)、趙孟頫(十二日)、虞集(甲午)とたてつづけに書かれている。また、王約は、周応極から序文の執筆を依頼されたことを明言する。メンバーの中には、正一教の大立者吳全節の甥で、袁桷の弟子でもある吳善も交じっている(彼のちに江浙儒学提挙となる)。

(87) 新安、福建の朱子学における文人のむすびつきは、たとえば宋元代の二程、朱子に関連する政府の文書を収集した『道命錄』(中国国家図書館蔵明刻本)に象徴されている。この書に序文を寄せたのは、新安の朱申と江浙儒学提挙程栄秀、それに先立ち至順のはじめに二程への加封を申請したのは江南行台の監察御史脱因不華(トイン・ブカ Toyin-Buqa)と福建文水県学諭の王克明であった。

(88) 『勿軒先生文集』卷一(台湾国家図書館蔵影元鈔本)「史纂通要序」、「送胡庭芳序」、「送胡庭芳後序」、卷七「送胡双湖歸新安」

(89) 『東山存稿』卷六「邵菴先生虞公行状」

なお、現行のテキストでは、「総目」に名を挙げられる袁桷、劉珪、周応極の詩文が、實際には録されていない。これは、ページの欠落によるものではなく、後至元三年に版木を刻した時点で、すでにそうであった。一通目の咨文、及び汪幼鳳の伝にいう方回の序文もない。かれの場合、「総目」にすら見えない。たんなる原稿の紛失なのか、意図的な削除なのか——ここまで豪華なメンバーの序跋がならぶ元刊本は、ほかには『金台集』、『程氏家塾讀書分年日程』くらいなものであろう。この二書の序跋が、いずれも文人たちの筆跡をそのままに写していることからすると、『四書章図』の初版本でも、趙孟頫らの筆をそれぞれ美々しく刻していたのかもしれない——。編集の段階での紛失だとしても、もっとも位の高い肩書をもつ劉珪の詩が載せられなかったのは、少し気になる。ちなみに彼の名は『元史』にもまったく見えず、従って「宰相年表」の延祐元年の平章政事の欄に、あらたにデータとして付け加える必要がある。周応極は、至大年間にアエルバルワダに召され、シディバラの説書を勤めた経歴をもつ。至正年間、トゴン・テムルの寵を受け、文化サロンの中心人物のひとりとなった周伯琦は、彼の息子である。⁽⁹⁰⁾ 袁桷の序文については、『清容居士集』巻二一に「新安程子見四書図訓序」として見える。いっぽう、その他の文人の個人文集はどれひとつとして『四書章図』に寄せた序文を収録しない。言いかえれば、ここに見える序跋は、すべて“逸文”なのである。現在残るそれぞれの文集の成立事情を考えれば、それももっともなことではあるのだが。

では、朝廷の文人たちが、なぜ程復心を推薦し、その著作にこそって共感をしめたのか。大都の文人と徽州の儒学者の接点はどこにあったのか。

大元ウルスは、南宋接收後いわゆる遺民たちを、適材適所に置くべく積極的に各路の儒学教授や、書院の山長として招いた。かれらは、旧南宋の將軍李銓の略奪によって荒廃の憂き目をみた新安の地の復興や、教育、著述に情熱をかたむけた。⁽⁹¹⁾ 汪夢斗のように、官庁の依頼を受けて、郡県の儒人の試験を行い、

(90) 『元史』卷一八七「周伯琦伝」

(91) 『新安文献志』卷九五上方回「定齋先生汪公一龍墓銘」

籍を定めるのに貢献したものもいた。⁽⁹²⁾『弘治徽州府志』卷八「宦業」にも、大元ウルスのたびたびの招致をうけ、官職を得たものの名と業績がならぶ。

それゆえ、徽州の儒者たちのなかには、程復心と同じように江浙行省の推薦を受けて上京したものもあれば、みずから大都に赴き、職をもとめた者もいた。俞師魯は、翰林、集賢院の学士たちに認められ、史館の編修の役職に充てられるように上奏されたし、⁽⁹³⁾汪漢卿は翰林、集賢院の官の推薦によって自身翰林のメンバーとなり、その後国子監に職を得た。程文は『經世大典』の編纂に与かっている。⁽⁹⁴⁾また、大徳四年以前に、『山林に著述有れば、有司は書を具して聞せよ』との詔を受けて、徽州路が婺源の王埜翁の『註易』を朝廷に進呈し、程復心の手続きとおなじように翰林院で審査が為されたことがあった。当時の翰林の面々はいすれも驚嘆したといい、呉澄の『易纂言』は、かれの説を採用した個所が多いとされる。⁽⁹⁵⁾

逆に、程直方(号は前村)の場合、諸経の中でもとくに易学に造詣が深く、邵氏不伝の秘を得、⁽⁹⁶⁾“凡そ省院台憲行部の婺源に至る者は、必ず訪問求見す”といわれたほどであった。また、程子敬は、翰林学士の貫雲石(小雲石海涯セヴィンチ・カヤ Sävinč-qaya)と交流があった。⁽⁹⁷⁾

『四書章図』に序文を寄せたメンバーでいえば、鄧文原は、胡炳文『四書通』をはじめ、⁽⁹⁸⁾汪九成『四書類編』にも序文を寄せているし、程栄秀もかれの推薦によって職を得、以後順調に建康路の明道書院の山長、嘉興路の儒学教授、江浙儒学副提挙とりたてられていったのだった。⁽⁹⁹⁾また、江東に肅政廉訪使として赴任中には、汪炎昶の文を識り収集している。鄧文原はとくに徽州学派との

(92) 『弘治徽州府志』卷七「文苑」

(93) 『新安文献志』卷九五下程文「松江府知事俞公師魯行狀」

(94) 『弘治徽州府志』卷七「文苑」、『新安文献志』卷六六汪師泰「程札部文伝」

(95) 『新安文献志』卷七一方回「王太古埜翁墓誌銘」附「(王)〔汪〕幼鳳統志」

(96) 『新安文献志』卷七〇董時乂「前村程先生直方伝」

(97) 『弘治徽州府志』卷九「隠逸」程子敬

(98) 『經義考』卷二五四

(99) 『新安文献志』卷七一陳祖仁「元故江浙等處置儒學提挙程公栄秀墓誌銘」

結びつきが深かったといえ、また虞集も汪炎昶の詩にいたく感心したと伝え
⁽¹⁰⁰⁾る。そのたの翰林のメンバーでも、周応極は、程復心を“吾郷士”とよぶ(程復心の母方と同じ饒州路鄱陽の出身である)。

しかし、なんといっても程鉅夫である。先祖が徽州の出であるだけでなく、呉澄とともに程若庸のもとで学んだ、いわば生粹の徽州学派であった。このふたりが大元ウルス治下の学校教育、文教政策において果たした役割の大きさは、いまさら言うまでもないが、象徴的なことがらを挙げておこう。

至大四年、国子監の虞集の建言によって呉澄が国子司業となる。呉澄は、程顥の「学校奏疏」、胡安国の「六学教法」、朱熹の「学校貢举私議」を用いて、教法四条をうちたてる。⁽¹⁰¹⁾

いっぽう程鉅夫も、皇慶二年の貢举の法の議論の際に、「朱文公貢举私議」を採用し、損益して実行にうつすこと、さらに経学は程朱の伝註を規範とすること、文詞は宋金の宿弊を改めることを建白した(ちなみに蒙古、色目人の優遇は、かれらへの学問の普及をめざして、程鉅夫らが提案したもの)⁽¹⁰²⁾。詔の起草も彼自身が行った。それゆえ、受験生、試験官とともに、朱子の貢举私議を綿密に読み規範として守ること、朱子の『四書章句集註』をテキストにすることが要求され、試院碑においても明言されたのであった。⁽¹⁰³⁾

また、くりかえしにはなるが、朱子の考えを知る手段として、朱子のなまの言葉を記したとされる『語類』のテキストが何度も編纂、改訂して出版され各路の学校に備え付けられるのは、必然であった(葉士龍編『晦庵先生語錄類要』一八卷など)。そして元刊本の経書の多くが朱子の『読書法』を掲載し、輔漢卿編『朱子読書法』⁽¹⁰⁴⁾それ自体も集慶路学から出版された。類書もその性格上、朱子の『読書法』を紹介するのが常であった。また、時代は少し下るが、劉因の朱子の

(100) 『東山存稿』卷七「汪古逸先生行状」、『宋文憲公全集』卷三一「汪先生墓銘」

(101) 『呉文正公集』揭傒斯「神道碑」、『道園學古錄』卷四四「行状」

(102) 『程雪樓文集』附録・揭傒斯「行状」、危素「神道碑」

(103) 程端礼『程氏家塾讀書分年日程』卷二「学作文」(元統三年甫東程氏家塾刊本)

(104) 『程氏家塾讀書分年日程』「綱領 朱子讀書法」

『四書』に関する言葉を整理した『四書集義精要』は、至順年間に、翰林院の属官であった歐陽玄、蘇天爵らの発案で、科挙の参考書の一として国家の主導のもとに出版されたのであった。

白話、挿図本は、朱子学に傾倒したこの時代の朝廷の文人たちにとって、ごく身近なものだったのである。

七. 宮廷文人の対立 ——李孟の実像——

さて、保挙の面接試験のため、程復心は大都におもむくことになる。その前に、三十年をかけた自著の脱稿の報告もかねて、徐明善らをたずね、はなむけを受けている。⁽¹⁰⁵⁾ そして、⁽¹⁰⁶⁾ 皇慶二年の暮れから延祐元年の春頃、大都に上京する。

前年、翰林院において『四書章図』が審査を受けた際、待制薛友諒だけではなく、編脩官の范椁も意見書を呈した。しかも自分と同じ翰林院編脩官に推薦したのである（「伝」固有の性格からして多少割り引いて考える必要はあるが、汪幼鳳によれば、“翰林史院、其の書を校訂するに、率ね皆称賛し”たという）。また、趙孟頫も前年すでに程復心を翰林もしくは集賢院の官に任命することを請うていたのであった。いずれも高い評価であった。しかし、最終的に翰林国史院、中書省がともに下した結論は、中央のポストではなく江南路府教授への任命であった。思わぬところから横槍がはいったのである。序に代えて、范德機が寄せた詩の冒頭には、以下のような説明が付されている。

“皇慶二年、江浙省の咨の發せられ、復心の著はず所の章図は都省の礼部に行移するを蒙り、翰林院に送りて考校するに、范編修の院に呈するありて、本院の同編修官に保す。李道復平章の允さざるに値る。明年、復心始めて都に至る。諸先輩の交もごも薦むるに頼り、甫め教選に入る。而れども復心は親の老ゆるを以って帰を乞ふ。故に范公に是の作ありて云へらく”と。

江浙省、都省、翰林院の諸機関および李道復、范編修の前はすべて一字空格

(105) 『元典章』卷九「吏部・官制」「教官」「選取教官】

(106) 『四書章図』「徐芳谷先生詩」

(改行、抬頭とおなじく尊敬をあらわす), また范徳機を范公と呼ぶ。出版に際し, 事情をよく知る者が伝記風に加えたに相違ない。程復心を, 程君復心とも, 号やあざなでも呼ばず, ただ復心ということからすると, 程復心自身が書いた可能性もあるが。

李道復平章とは, いうまでもなくアユルバルワダの側近, 科挙再開の功績者として名高い李孟その人である。至大四年正月, カイシャン暗殺と尚書省の三宝奴(サンバオヌ Sanbaonu / Sanbunū ~サムボドゥ Sambodu)以下カイシャンの旧臣の誅殺という, 一連のアユルバルワダ派のクーデターが成功すると, すぐ即位の詔において, オルジェイとともに中書省平章政事に任じられることが表明された。その後, 国子監学を整飭せよとの命令を受けたほか, 皇慶元年正月には, 翰林学士承旨に昇任する。要するに, 翰林, 中書省の結論とは, すなわち李孟の意思にほかならない。⁽¹⁰⁷⁾ 李孟の圧力がかかり, ことが順調に進まなくなつたからこそ, 趙孟頫が集賢院から咨文を呈しなければならなかつたのである。

ではなぜ李孟は反対したのか。范徳機はその詩の中で, “ところがときの権力者は, 韓愈の「与袁相公書」をふまえて書いた推薦状を見るや怒りだし, 私がまいなないを受けて褒めるといい, 真っ赤になって推薦状をしりぞけ, 私の心を鬱々と憂いにしづませた”⁽¹⁰⁸⁾ とうたう。当時, 宋の故官, 先賢の子孫をかたり, 翰林, 集賢院にまいなして保挙をもとめ, 布衣の人がすぐに教授になる, 翰林と集賢が“人物の根脚を問わず, 虚奨過褒を加え, 関節既に到れば, 随て擬するところを准す”といって, 不愉快に思うものもいた。高昉, 閻復, 鄧文原らが賄賂を受け取っているという弾劾があつたのも事実である。鄭介夫は“今の翰林は多く字をしらざるの鄙夫, 集賢は群を為す不肖の渊薮, 編修檢閱は皆門

(107) 『金華黃先生文集』卷二三「行狀」, 『元史』卷一七五「李孟伝」

(108) 『四書章図』「范徳機編修詩」“吾嘗得其書, 黃卷連采縑。読之太史館, 霜月中夜稿。

私念在館時, 比日叢訂攷。是称茂異業, 肅々來鴈鵠。小者聯狀牒, 大者刻梓棗。文從事則已, 排釘亂脛脳。每当欲黜落, 慈護尚孩夭。自云獲君賢, 聊擬示障壁。欣然写薦牘, 陳說恣精皓。譬之篋櫝溷, 此实橫棄寶。當途見之嗔, 謂我以貨好。艴然却其薦, 令我心惱惱”。

館の富児に販す，秘監丞著は大半これ庸医謬トなり”などとアユルバルワダ政権下の文官をこきおろしている。⁽¹⁰⁹⁾しかし，程復心は根脚をごまかしたわけでもなく，字を知らぬ輩でもなく，後述するように，まいないができるほどの富豪でもなかった。また，范徳機は，翰林院での審査の時点では，まだ程復心本人とは面識がなかったと強調している。

好意的にみれば，李孟ものちの薛瑄や全祖望のように，『四書章図』を学術的に評価しなかったのかもしれない。だが，おそらくは単純に個人的な“嫉妬”であった。道学の聖地新安に生まれ，自身儒学者として研鑽をかさねてきた程復心。いっぽう，もと書吏で，懐州時代にアユルバルワダの家庭教師をつとめたというだけでなりあがってきた李孟。程鉅夫，趙孟頫，王約，元明善，呉全節といったひとびとがきらびやかに繰り広げる文化サロンに入り込めない疎外感もあったのかも知れない(この際，北と南の文人の対立という単純な図式は成り立たない。王約にしても元明善にしても華北の文人である。問題があるとすれば，おべつかが過ぎてアユルバルワダにされたしなめられたこともあるその人品であった)。⁽¹¹⁰⁾自分を文人として受け入れないその彼らが程復心をほめたたえている，すぐれたものをすぐれたものとして正当に評価できない李孟は，所詮その程度の男であった。彼の事績を丹念にたどってみると，ほんとうに賢良をカアンに推薦する気があったのかどうか疑わしくなってくる。趙孟頫が程復心の採用願いの根拠としてあえて引用した聖旨は，もとはといえば李孟が上奏したものであった。しかも皇慶元年六月五日には，中外の才学の士を博選し翰林に任じる

(109) 「歴代名臣奏議」卷六七「治道」。なお，宋濂『宋文憲公全集』巻四五「題太平策後」(四部備要本)は，鄭介夫の太平策一綱二十目を成宗テムルに呈されたものというが，少なくとも「歴代名臣奏議」所収の上奏文は，「立尚書省詔」(至大二年)，「罷用銅錢詔」(至大四年)などを引用していること，儲嗣の項目から，アユルバルワダ期のものであることあきらかであり，シディバラが皇太子位につく延祐三年以前に比定される。科挙に触れていないことからすると，さらに皇慶二年以前に絞られる。

(110) 朱彝尊『經義考』巻二五五「四書四」《程氏復心四書章図二十二巻》，『鮚埼亭集外編』巻二七「題程復心四書章図」

(111) 『元史』巻二四「仁宗本紀」至大四年四月丁卯

ようにとの勅もうけていた。だが、程鉅夫や趙孟頫、王約らが次代の若者をつぎつぎと推薦し、実際かれらが後世に名を残したのとは対照的に、「行状」、「伝」にさえ、李孟がとりたてた人物は記録されない。皇慶二年、集賢院のメンバー一同が、呉澄を国子祭酒として呼び戻すことを都堂に願い出た際には、反対してとりやめさせた。⁽¹¹²⁾ 呉澄が国子司業を辞任したのも、もとはといえば“同列の嫉む所となつた”ためであった。⁽¹¹³⁾ 科挙の採点においてももめた。趙世延が“異日必ずや名臣と為る”と見込んだ許有壬の第二甲での及第をどうしても認めようとしなかったのである。“宋は東南の一隅なれど、毎に取ること尚数百人。國家の疆宇は是の如きに、首科正七品に多く一人を取るも、多からざる也”との趙孟頫の請いにしづしづ従つたものの、あとで許有壬本人に嫌みをたれる始末であった。⁽¹¹⁴⁾ また、やはり徽州の陳楨が、鄉試合格者への特例措置にもとづいて書面をしたため、学職を求めた際にも無視した。陳楨は延祐最初の鄉試に合格したのだが、杭州での会試の直前、病気のため受験を断念、杭州路錄事司でその旨申請、しかるべき手続きをすませていた。⁽¹¹⁵⁾

科挙の再開にしても、李孟の貢献度がはたしてどの程度であったか。確かに、李孟の行状は誇らかに“二年春、命公知貢挙、及親策多士於廷、仍命公為監試官”と述べる。だが、皇慶二年十月、アユルバルワダに中書省の面々が科挙の科目について翰林院、集賢院、礼部の官と相談した結果を報告した際、李孟の名はなく、いわゆる漢族では許師敬と薛居敬の両参知政事の名しか見えない。⁽¹¹⁶⁾ また、同じアユルバルワダの家庭教師で、王磐と安藏の弟子であった集賢学士の陳顥とても、“科挙の行はるるや、贊助の力尤もし”といわれている。科挙実施についての議論においても、程鉅夫、元明善、セヴィンチ・カヤ、趙

(112) 危素『臨川呉文正公年譜』

(113) 『呉文正公集』揭傒斯「神道碑」

(114) 『至正集』卷七二「跋首科貼黃」

(115) 『陳定宇先生文集』卷一〇「上泰國公書」

(116) 『金華黃先生文集』卷二三

(117) 『新刊類編歷挙三場文選』「聖朝科挙進士程式」《中書省奏准試科条目》

孟頫らが中心となった。そして、先述したようにかれらの朱子学重視の意見が（118）すいぶんと取り入れられ、廷試も実際にはかれらが取り仕切ったのであった。李孟の“業績”の多くは、行状においてのみ語られること、李孟に触れる文人の作品の大部分が、アユルバルワダの命令によって書かれていることの意味は、もう少し注意されてもよいのではないだろうか。

かたや、程復心は朴訥静修の人であり、多くの高官たちが好感をいだいた。かれらは程復心をアユルバルワダのオルドへ連れ出した。臣下の中に、でたらめな李孟とはちがって、黑白をみわけられる者がいることを期待したのである。当時の翰林院、集賢院のメンバーは、よほど腹にすえかねていたのだろう。この程復心をめぐる顛末をどこかに書き記しておかないと気がすまなかった。ただ、程鉅夫や趙孟頫では、露骨にすぎる。そこで、このときまださほどに官位の高くなかった范徳機がひきうけたかたちとなった。錚々たるメンバーの名がならぶ巻頭の「朝貴題送序文」は、時代を越えて、この書を繙く人の目に必ずふれる。それぞれが美辞をきわめた序文を程復心に送る行為自体、李孟に対するあてつけでもあった。

八、出版とその後

朝廷内の争いにほとほと嫌気もさし、また自分を推薦してくれた人々に迷惑をかけてはという心遣いもあってか、程復心は、諸公の序文と、程鉅夫所撰の母の墓誌銘を手に大都をあとにする。序によれば、去るまえに程鉅夫に次のように告げたという。“凡そ吾、此に至る所以の者は、進取を以つて為すに非ざる也。天下を俾て吾が書有るを知らしめんと欲すれば也。吾が親、老ひぬ。吾、

(118) 『程雪樓集』附録、「圭齋文集」卷九「元故翰林學士中奉大夫知制誥同脩國史貫公神道碑」、「石田文集」卷一「勅翰林學士元文敏公神道碑」等参照。なお、李孟が会議に参加したことは、「元史」卷一七二「程鉅夫伝」に言及されているが、もととなつた掲傒斯の行状、危素の神道碑には見えない。

(119) 「四書章図」「范徳機編修詩」「終受公卿知、推挽上穹昊。庶幾千万中、有以別白皂。拝命虎闕下、薄言采芹藻。六十不受祿、退往同枯槁」。

帰りて吾が親を養はむ。復た何をか求めんや”⁽¹²⁰⁾と。

どこまで本心であったかは別にして、ここで注意すべきは、程復心が上京の理由として、天下に自分の書の存在を知らしめるため、と述べていることである。自費出版は富裕な家でなければ無理である。たとえば陳櫟は四書五経すべてについて注釈、研究書を書き、歴史についても『増廣通略』をものしたが、貧しくて自力で出版できたのは、『語孟口義』一書のみだったと述懐する。⁽¹²¹⁾ 王惲の子で太常礼儀院の司直であった王公孺にしても、父の文集百巻を自力で出版することは不可能であった。むろん、直接建安の書肆に原稿を売り出版することも可能ではあった。朱子の閼里徽州と実際に朱子が出版活動を行った建安には、強い結びつきがあった。倪士毅『四書輯釈』は、建安日新書堂の劉叔簡(あざなは錦文)が初稿を買い取り、後至元三年(1337)に出版した。だが、倪士毅があわただしい刊行を遺憾とし、結局改訂にむけて十数回、劉錦文と書翰を往復しなければならなかつたのも事実である。賈景顥『範囲総括』の場合には、大徳十年(1306)ちょっとした同人誌として出したものが杭州の書肆に流出、さらには建安麻沙の書坊によって海賊版がでまわり、賈景顥はあらためて正確なテキストを印刷して広めなければならなかつた。この間わずかに三年。天下にあまねくおのが書を、それも満足のいくテキストをゆきわたらしめようすれば、多少時間がかかるても、国家出版の手続きを踏む必要があった。南宋末期の出版業の欠点をみてきた程復心には、少なくともそうした認識があったのである。⁽¹²²⁾

もっとも、これまでに見てきた『四書章図』の前三件の文書は、保挙についてのみ言及し、出版についてはほとんど触れていなかった。だが、『大易輯説』の例からすれば、『四書章図』も同様に江南の行省下において出版する旨の文書が下されたはずである。もし、関連のすべての文書を付すならば、内容の重複は

(120) 『程雪樓文集』卷二〇「程某夫人齊氏墓誌銘」も“復心上四書圖說、將與秩，以父老引年，以本郡儒學教授致仕，時年六十”という。

(121) 『陳定宇先生文集』卷一〇「上許左丞相書」

(122) 『秋澗先生大全文集』附錄

(123) 南宋時代の建安の出版については、中砂 1995 参照。

まぬがれない。そこで、出版を命じる文書は省略されたのだろう（あるいは後至元版が後刻本であり、当初の出版地と矛盾が生じるために、故意に省かれた可能性もある）。『程氏胎範集』乙集卷二〇に収録される明の翰林侍讀学士李本の「跋流芳集後」は、程復心の六世孫で、やはり経学によって身を起こし湖廣德安府の経歴をつとめた程徳敷が、公務のあいまに、程復心の行実と当時の名公の贈答の作を重輯、『流芳集』と名付けて出版したものに寄せた跋文であるが、「元の皇慶の時に当たり、有司これを朝廷に奏し、天下に頒行す」という。そもそも、関連の公文書、それも中書省がらみのものをまとめて付し得たこと自体、国家出版であったことをものがたっている。

国家出版となれば、江南の行省、儒学提挙司、御史台系列の肅政廉訪司から、宣慰司および総管府を介し、江南の各路儒学の錢糧をもって出版される（管見のかぎりでは、肅政廉訪司を経由しない出版はない。出版に関しては、しば抜けた権限をもつ）。校正、対読も上記の機関に委ねられた提調官の監督のもとに、杭州路、慶元路等の儒学教授や書院の山長等によって比較的正確、綿密に行われる。⁽¹²⁴⁾『四書集義精要』や『文献通考』がそうであったように、能書の名儒が何人か選ばれて楷書できっちりと謄写する。程復心とその周辺のひとびとが、朝廷に申請した理由のひとつは、ここにあったのである。しかも、驚くべきことにこうした一連の手続きは、まさに同時代のフレグ・ウルスの宰相ラシード・アッディーンがその著『集史』(*Jāmi‘ al-Tawārikh*)の「ヒタイの帝王たちの歴史」(*Tarikh-i Aqvām-i Pādshāhān-i Khitātī*, 1310年頃完成)の序文で紹介しているとおりであった。いわく「…この三人はこの歴史書を古の書物から選び出し、当時の学者・賢者全員の協力を得て、検討し校合した。全員が、校訂本は古の書物に対応していて、いささかの疑問もないという証明書を書いた。さらにもう一人の学者が検

(124) 劉因『四書集義精要』(故宮蔵元刊本),『玉海』(建仁寺兩足院所蔵元刊本), 程端学『春秋本義』(通志堂経解本),『国朝文類』(西湖書院本),『馬石田文集』,『勤斎集』,『戦国策』(北京大学図書館蔵)等の抄白参照。もとより、出版の手続き、各文化機関のやりとりは、場合によってはそうとう複雑であり、ここでは基本的な例を示したにすぎない。くわしくは別稿において述べる。

討した。ヒタイ人の慣行に従いいかなる改変もどのような増減も起こり得ないようとした後、その原本から複製本が作られた、彼らの慣行がこのようであるので、最良の書物は正確であり、その筆跡が極めて美しく、そこに改変の余地はありませんないのである。この三つの手続きを踏んで作成され、評価の固められた書物に対して、能筆の書家が呼び出される。彼はその書物の一葉一葉を美しい文字 *khaṭṭ* で版木 *luḥ* の上に書く。その方面の専門家たちが細心の注意でこれを校合し、版木の裏側に自筆で署名する。それから熟練の彫師たちにそれを彫らせる」⁽¹²⁵⁾ と。逆にいえば、ラシードの記したこの最良の出版方法は、大元ウルス治下においてシステム化された国家出版を説明するものだったのである。

もっとも、国家出版物だからといって、必ずしも学校、書院のみに出版が委託されるのではない。郝經の『郝文忠公陵川先生文集』および『統後漢書』(『三国志』)を例にとれば、延祐四年、南の行省所轄下の儒学錢糧の多い場所——結局は江西行省の書坊におちつくのだが——に下して刊行するように、また上梓の後は、きまりに従ってそれぞれ二十部を献上するようにとの命令が下された。⁽¹²⁶⁾

また、程復心の無二の友とされる胡炳文の『四書通』は、泰定三年、江浙儒学提挙楊剛中(あざなは志行)の命を受けた張存中が、建寧路建陽県の書坊のひとつ余志安の勤有堂に繡梓を委託し、書坊中の四書諸本と校勘をさせ、三年の歳月を経て天曆二年の秋に刊行されたのであった。⁽¹²⁷⁾ 官民共同の出版となれば、しかも出版の後はカアンのおてもとに届くとあっては、書坊の気合の入れ方もおのずとちがってくる。大元ウルス治下、数度にわたって、大司農司の頒行した『農桑輯要』も、至元年間の最初の版本は、建安郡丞張某の指揮下に刻されることによって広く流通した。建安本が往々にしてそうであるように、小字のテキストであったらしい。また、一度国家出版されたものを、各路でさらに再出版

(125) 本田 1988, p. 10.

(126) 『郝文忠公陵川先生文集』「中書省移江西行省咨文」、『統後漢書』馮良左後序

(127) 『雲峰胡先生文集』後編「刊四書通題辭」

(128) 『郝文忠公陵川先生文集』「延祐五年五月九日奉江西等處行中書省劄付」

することも多く、政府もそれを容認、歓迎していたふしがある。ようは正確なテキストが広まればいいのである。⁽¹²⁹⁾ 中書省の指示によって編纂された『元典章』⁽¹³⁰⁾ にしても、建安で出版されたのであった。

現存のテキストでもっとも古い『四書章図』は、本稿で使用した、後至元三年(1337)、建寧路下の富沙郡呉氏德新書堂において印刷された版本である。もしこれが初めての出版だとすれば、脱稿から数えて三十五年以上、延祐元年(1314)からでも、じつに二十三年の歳月が流れていたことになる。これは、ほぼ同時期に手続きがはじまった『大易緝説』が延祐三年頃に出版されている例に照らしてみても、ほとんどありえないことである。しかもこれまで見てきたように、パスバ字の不確かさ、序文の削除などからすると、おそらく現行のテキストは初版本ではない。だが、初版がやはり富沙の呉氏德新書堂において刷られたのか、あるいは江浙行省、江西行省下の儒学、書院で刷られたものかは、わからない。⁽¹³¹⁾ ただ、「序文總目」によれば、延祐元年の時点で徐明善が江西儒学提挙に除せられ、いっぽう余漕は江浙儒学提挙をつとめており、延祐元年からそう遠くない時期に、結果として、程復心の友人であるかれらが、出版の指揮をとった可能性が高い。

なお、異なる版本としては、旧北平図書館善本マイクロフィルムに、『四書章図彙括綱要』四巻二冊がある。後至元刊本が「新安林隱程復心子見經進」と題し、首に朝貴の序文や咨文を冠するのに対し、たんに「林隱程復心子見学」という。内容を逐一比較してみると、巻上全部と巻中の最初の一葉の「論四書之學」、「論四書言心性仁義」の記事を欠くことがわかる。また、巻中、巻下の記事および図は、いちおうすべて四巻本にもあり版式も同じであるが、ページの順序がはなはだ異なる。内容によって『大學』、『中庸』、『論語』、『孟子』に分類しなおしたの

(129) 『勿軒先生文集』卷一「農桑輯要序」“右農桑輯要一編，迺大司農司頒行之書也。前建安郡丞張侯某，刻而伝之，將以廣朝廷務農重本之意於天下”，『錢遵王讀書敏求記考証』卷三中「農桑輯要七卷」「延祐元年，皇帝聖旨裏：「這農桑冊子字樣不好。教真謹大字書寫開板」。……」，『順齋先生閑居叢稿』卷二〇「農桑輯要序」

(130) 宮 1999a, p. 69. 宮 1999c, p. 121, 131.

(131) 潘国允・趙坤娟 1996, p. 149 は、天暦間建安余氏勤有書堂刻本の存在をしるすが、管見の限り、現存の書目、国内外各図書館の目録には見いだせない。

である。おそらく以下のような作業がおこなわれた。まず後至元刊本をばらし、各葉に薄い紙をあてて写し、完全なコピーを一部つくる（このテキストが覆刻本であることは、ところどころ線を引き忘れていることなどからもうかがえる）⁽¹³²⁾。あとは、行数を考えながら、内容別に切り貼りする。編集しあわると、版本の上にそれを写し膨らむ。卷上の記事全てを欠くのは、それが『易』や理・気の概念とからめて四書全体の問題を論ずるもので、分配のしようがなかったからにはかならない。また、このテキストは、中国国家図書館蔵明初刻本の『四書輯釈』四三卷（倪士毅撰 程復心章図 王元善通考）のうちの『中庸章図櫟括總要』一卷、『論語章図櫟括總要』、『孟子章図櫟括總要』一卷とまったく同じ版本である。『四書通義大成』（『益山書影』第二輯上参照）、明正統五年詹氏進徳書堂刻本『重訂四書輯釈』四五卷なども、程復心『四書章図櫟括總要發義』二巻をおさめるが、やはり後至元三巻本をもとに、適当にカットして二巻になおしたものにすぎない。なお、倪士毅は、『四書輯釈』の改訂にあたって、建安日新書堂の劉叔簡にあてた至正元年の書簡の中で、“四書章図纂釈は、既に成書刊行するありて、初学に便なり。則ち今、亦た輯釈の前に其の図を復附するに及ぶ無かれ。仮にこれを為さしめば、亦たこれ輯釈の中に就きて物を取り出し來たりて舗席を装ふのみに過ぎず”という。倪士毅自身は、『四書章図』の便宜性は認めつつも、自身の書に組み込むことには反対であった。だが、のちに建安の書坊は、倪士毅の意志に背き程復心の『四書章図』ばかりか、王元善の『通考』を合わせた王逢の『大成』を出版したのであった。

ところで、宮内庁所蔵の後至元本に清原業賢の墨書きが残ることからもわかるよ

(132) 金子 1987, p. 54.

(133) 参考までに、著者自身が版本を意識した改訂版の作成を書坊に指示した例をあげておく。前掲「新刊重訂輯釈通義源流本末」《至正辛巳冬十月朔答坊中劉氏錦文書》“一、大学序其学焉者下、元稿所註二十四字、必須刪去。今所刊印中、既有此板矣。茲以此一板、別用紙剪裁補綴、在其上。約計両行有余、重写定序文相接。又増入註字、雲峰胡氏說一条、俾無空欠處。蓋胡氏此說、亦所當增入者、請詳觀而依樣挑補之。所補綴之板、今粘在楮尾”。

うに、この程復心の著は、朝鮮はもちろん、遠く海をこえて日本の室町期の学術にも影響を与えたのであった。業賢の父宣賢は、後柏原、後奈良天皇、方仁親王の侍読をつとめたほか、將軍足利義稙、義晴などの師でもあったが、胡炳文『四書通』、陳桼『四書發明』、張存中『四書通証』、程復心『四書章図纂釈』、倪士毅『四書輯釈』、王元善『四書通考』に目を通していたことがわかっている。また、足利学校でも、上杉憲実の再興以降、『四書章図通義』一二冊朝鮮刊本が収蔵され、講究されていた。⁽¹³⁴⁾蓬左文庫の朝鮮版『四書輯釈章図通義大成』、前田尊経閣文庫の『章図四書通攷』、『通義四書章図大成』などが伝来するほか、よほど需要があったのか、日本でも官版が彫られている。アエルバルワダへの経進本であった程復心の著作は、のち明の『永樂大典』に収載、皇帝の御覽に呈されただけでなく、高麗、その後の朝鮮においても、また日本においても、やはり同じような階級の人々に読まれたのである。その意味で、まことに三国は近かつたといわざるをえない。もっとも大元ウルス治下のひとびと自体が、読者として高麗、日本を視野にいれてもいた。⁽¹³⁵⁾

なお、程復心の著作として、ほかに『孔子論語年譜』、『孟子年譜』(北京大学図書館蔵清鈔本)が、今日に伝わっている。ただ、これらの書は、明までの書目にまったく見えず、朱彝尊も言及しないこと、内容も粗末、杜撰なものであることから、四庫官をはじめ、錢大昕、俞思謙、周廣業、李遇孫ら清朝の学者は、いずれも明末の陽明学派の妄人が大元の名儒程復心の名を騙ったものとみなしている。

さて、婺源に帰ってからの程復心の生活はどのようなものだったのか。汪幼

(134) 成宗、明宗期、および宣祖三年の官刻本がある。

(135) 足利 1932, pp. 515-663.

(136) 「勿軒先生文集」卷四「同文書院上梁文」“児郎偉、拋梁東、書籍高麗日本通、一滴龍湖山下水、千源万派走朝宗”。学問所、出版機関としての書院の建設において、このような祝詞がうたわれたということは、棟上げの式典に参加していた文人、学生たちに中国書籍の高麗、日本への流通を当然のこととする共通認識があった証にはかならない。

鳳の伝によれば，“徽州路儒学教授を特授，致仕なるも半俸を給され，其の身に終ふ”という。終身儒学教授の俸給の半分の額を支給されたのである。この措置は一般には，後を継ぐべき子供が幼少であるか，もしくは家が貧しい場合に適用されるものであった。⁽¹³⁷⁾

程復心のその後の生活をうかがえる資料のひとつに，『弘治徽州府志』卷九「忠節」の「程擇伝」がある。“族兄の復心と討論し，『周礼』に註釈し，三年にして編成る，京に赴き進奏すれば，朝廷これを嘉し，湖南石鼓書院の山長を授く”という。程復心は族弟に惜しみなく自分の知識をわけ与え，かつての自分と同じように，著作をたずさえ大都へおもむく彼をみまもった。ちなみに，程擇は，至正十二年(1352)，武昌路儒学教授ながら紅巾の乱に対し義兵を集めて籠城，大元ウルスに忠節をまとうし壮烈な死を遂げる。

程復心は婺源周辺の一族や知己との学問交流をつづけるいっぽう，日夜，甥の程可紹とともに，譜の編輯，経伝の勘訂にあけくれた。⁽¹³⁸⁾ もっとも，研究のあいまには，程可紹のおさない息子達道(泰定三年(1326)生まれ)に『四書』の大旨を教える良き爺爺でもあった。⁽¹³⁹⁾

そして，後至元六年(1340)庚辰十二月十八日，程復心は故郷徽州の地で永遠の眠りについた。⁽¹⁴⁰⁾ 享年八十四歳。汪幼鳳は，ただそうとのみ語る。

(137) 『元典章』卷一一「吏部・職制」《致仕》【致仕家貧給半俸】

(138) 『東山存稿』卷七「孝則居士程君可紹墓表」

(139) 『新安文献志』卷九〇祝彥暉「高安廸士程公達道行状」

(140) 汪孟沚等撰『新安名族志』(中国国家図書館蔵明嘉靖刻本)は，“從祀鄉賢”という。程復心一族のその後については，『弘治徽州府志』卷一二程敏政「婺源高安程氏世忠祠記」を参照されたい。

文献表

- 阿部隆一 1982: 「日本国見在宋元版本志経部」『斯道文庫論集』18; 『阿部隆一遺稿集 第一巻 宋元版篇』東京, 汲古書院, pp. 245-396.
- 足利衍述 1932: 「鎌倉室町時代之儒教」東京, 日本古典全集刊行會; 〈復刻版〉東京, 有明書房.
- 本田實信 1988: 「ラシード・アッディーンの『中国史』について」『東方学』76, pp. 1-17; 『モンゴル時代史研究』東京, 東京大学出版会, pp. 387-404.
- 神田喜一郎 1969: 「八思巴文字の新資料」附「大元累授臨川郡吳文正公宣勅」『東洋学文献叢説』東京, 二玄社; 『神田喜一郎全集Ⅲ』京都, 同朋舎, pp. 82-119.
- 金子和正 1987: 「金・元版鑑別についての諸問題」『ビブリア』84, pp. 42-56.
- 宮紀子 1998a: 「『孝經直解』の挿絵をめぐって」『東方学』95, pp. 79-93.
- 1998b: 「『孝經直解』の出版とその時代」『中国文学報』56, pp. 20-57.
- 1999a: 「鄭鎮孫と『直説通略』(上)」『中国文学報』58, pp. 46-74.
- 1999b: 「大德十一年『加封孔子制誥』をめぐる諸問題」『中国——社会と文化』14, pp. 135-154.
- 1999c: 「鄭鎮孫と『直説通略』(下)」『中国文学報』59, pp. 99-132.
- 中砂明徳 1995: 「士大夫のノルムの形成——南宋時代」『東洋史研究』54-3, pp. 86-117.
- 杉山正明 1995: 「大元ウルスの三大王国——カイシャンの奪権とその前後——(上)」『京都大学文学部研究紀要』34, pp. 92-150.
- 北京図書館金石組 1990: 「北京図書館蔵歴代石刻拓本匯編」(元一)・(元二)・(元三) 48・49・50, 鄭州, 中州古籍出版社 [北図と略す].
- 李逸友 1991: 「黒城出土文書(漢文文書卷)」北京, 科学出版社.
- 羅常培・蔡美彪 1959: 「八思巴字与元代漢語」[資料彙編] 北京, 科学出版社.
- 藩国允・趙坤娟 1996: 「蒙元版刻総録」呼和浩特, 内蒙古大学出版社.
- 張帆 1988: 「元代翰林国史院与漢族儒士」『北京大学学報(哲学社会科学版)』5, pp. 75-83.
- 1997: 「元代宰相制度研究」北京, 北京大学出版社.
- 照那斯图・楊耐思 1987: 「蒙古字韵校本」北京, 民族出版社.

[補注1] 明の陸容(1436-1494)自身、その著『菽園雜記』卷一〇において、明の初めは、国子監以外の郡県では出版がほとんどなされていなかったこと、宣徳・正統年間に至っても、書籍印版はさほど広まっていなかったこと、出版事業が盛んになったのも、程度の低い無益な出版物が多く後學に役立つ古典の出版が少ないと、上官が出版を独占し“偏州下邑の寒素の士”が与れないことを証言し、大元ウルス時代の出版システムへの回帰を提言してはばからない。また、『建陽縣志続集』(天一閣文物保管所蔵明弘治十七年刻本)「典籍」は、弘治十七年(1504)までの建安の書坊において、いかなる書物の版本が保存され、出版されていたかをありのままに証言する貴重なリストである。明太祖以下、皇帝、皇后の制書が、大元ウルス時代の慣例を引き継い

で、建安で出版されていること、明朝では弘治年間にいたるまでほとんど新たな開板がなされず、大元ウルス時代の版木で食いつないでいたことが一目瞭然である(詳細は別稿にて論ずる)。なお本稿で扱う『四書章図』も“共二三卷”として挙げられているが、著者の程復心の名を記録しておらず、このリストの体例からすれば、版木はすでに「不全」となっていた可能性が高い。編集者の袁銘は、その原因を“近時学者、自一経四書外、皆度闇不用、故版刻日就脱落。況書坊之人苟圖財利、而官府之徵索、償不酬勞、往往陰毀之、以便己私、殊不可慨嘆”という。

[補注 2] クビライ政権は、文書行政を全国的に円滑に行うために、モンゴル語直訳体の定型化はもとより、至元三年十月に勅牒の旧式を改め(『元史』卷六「世祖本紀」)，五年に中書省、御史台など官庁間の文書書式の体例をととのえ、六年二月のパスパ字の頒行、八年の蒙古学校の設立と、短期間のうちに準備をすすめる、至元五年に定められた文書の書式は『翰墨全書』をはじめとする同時代の類書にマニュアルとして掲載されることによって、南北混一以後、文人官僚の間に一層の定着をみる(逆にいえば、『翰墨全書』等が“民間”的出版物でないことを証明する)。これらのマニュアルは、モンゴル時代の文書分析に有益な資料となりうるので、あえて写真を掲載する(Plate V, VI)。

[付記]本稿は文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励金)による研究成果の一部である。